

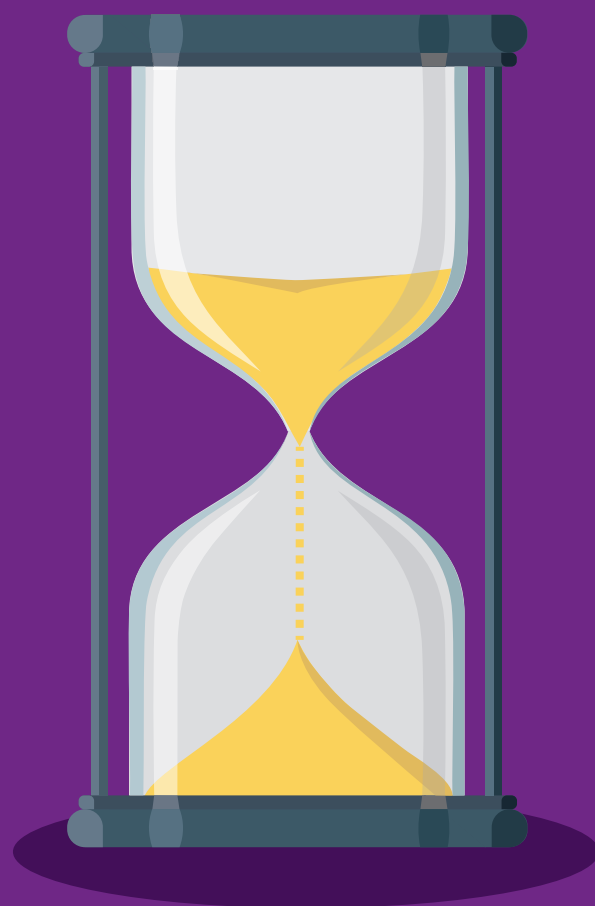


Illustrative disclosures

Guide to condensed interim financial statements

要約期中財務諸表ガイドー開示例

IFRS® 基準



2018 年 3 月

kpmg.com/jp/ifrs

目次

本冊子について	2
参照及び略語	6
独立監査人の要約期中連結財務諸表に対するレビュー報告書	7
要約期中連結財務諸表	9
要約連結財政状態計算書	10
要約連結純損益及びその他の包括利益計算書	12
要約連結持分変動計算書	14
要約連結キャッシュフロー計算書	18
要約期中連結財務諸表注記	20
Appendix	
I 2018年に適用される新しい基準書及び基準書の改訂 並びに将来適用される規定	73
II 包括利益の表示－ 2つの計算書により表示するアプローチ	75
III 要約連結純損益及びその他の包括利益計算書 (四半期報告企業)	77
KPMG によるその他の刊行物	80
謝辞	82

要約期中連結財務諸表注記

作成の基礎	20
1. 報告企業	20
2. 会計処理の基礎	20
3. 判断及び見積りの使用	20
4. 重要な会計方針の変更	22
当期の実績	38
5. 事業セグメント	38
6. 収益	40
7. 非継続事業	43
8. その他の収益または費用	44
従業員給付	45
9. 株式に基づく報酬契約	45
10. 従業員給付	46
法人所得税	47
11. 税金費用	47
代替的な業績指標	48
12. 調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）	48
資産	49
13. 棚卸資産	49
14. 売却目的で保有する処分グループ	49
15. 有形固定資産	50
16. 無形資産及びのれん	51
資本及び負債	53
17. 払込資本及びその他の資本	53
18. 借入金等	53
19. 引当金	55
金融商品	56
20. 金融商品－公正価値及びリスク管理	56
当社グループの構成	65
21. 子会社の取得	65
22. 非支配持分の取得	68
その他の情報	69
23. 偶発事象	69
24. 関連当事者	70
25. 後発事象	70
26. 公表されているが発効していない基準書等	71

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group（KPMG IFRG Limitedの一部）が作成したものです。

この冊子は、企業が要約期中連結財務諸表をIAS®第34号「期中財務報告」に従って作成及び表示する際に役立つものとなることを目的として作成されており、一般的な事業活動を営む架空の多国籍企業を想定した財務諸表の様式を例示しています。この架空の報告企業は従来よりIFRSを適用しており、IFRSの初度適用企業ではありません。IFRSの初度適用に関する詳しい情報については、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS](#)」（第14版）の6.1章をご参照ください。

内容

本冊子では、以下の架空の報告企業を想定しています。

- － 1組の要約期中財務諸表を公表することを選択している。
- － 年次財務諸表を公表しており、期中財務諸表の利用者は直近の年次財務諸表を入手できる。
- － 直近の年次財務諸表の注記において報告された情報の重要な更新のみを記載する。
- － 期中財務諸表を連結ベースで作成する。
- － 特に記載のない場合、直近の年次財務諸表で採用した会計方針と同じ会計方針を採用している。
- － 半期報告書を作成するが、四半期報告書は作成しない。

対象となる基準書等

本冊子は、2018年1月1日に開始する事業年度から企業に適用が義務付けられる、2018年3月15日までに国際会計基準審議会（IASB）が公表した基準書、基準書の改訂及び解釈指針（本冊子では、これらをまとめて「基準書等」と称する）（「現在適用されている」規定）を反映しています。IAS第34号以外の基準書等については、要約期中財務諸表の注記での開示内容を除き、例示していません。2018年1月1日より後に開始する事業年度から適用される基準書等（「将来適用される」規定）は、早期適用していません。

IFRS及びその解釈指針は時とともに変化します。したがって、基準書及びその他の関連する解釈指針そのものを参照することの代替として本冊子を使用することはできません。

IFRSに準拠した財務諸表の作成にあたっては、現地の法規制を考慮する必要があります。この冊子は特定の管轄地域の規定については特に考慮していません。例えば、IFRSは親会社の分離財務諸表の表示は要求していません。したがって、この冊子においても連結財務諸表のみを記載しています。

2018年における変更点 IFRS第9号及びIFRS第15号

2018年1月1日以降開始する事業年度からIFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が開始されます。

企業は、要約期中財務諸表において新たに開示を行うことが明示的に求められている項目に加えて、IAS第34号の目的を達成するため、すなわち直近の年次報告期間の末日以降に生じた重要な変動、また、期中報告期間における企業の財政状態及び経営成績の理解に関連するすべての情報が期中財務諸表に含められるように、どの程度の開示を追加で行うべきかについて重要な判断を行わなければなりません。

- **会計方針の変更の内容及びその影響の開示：**IAS第34号では、会計方針の変更の内容及び影響を開示することが求められていますが、これに関連する具体的なガイダンスは示されていません。そのため企業は、新基準に定められる移行に際しての開示規定及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28項の開示規定を適宜考慮することになります。特に、IFRS第15号を適用した結果生じる会計方針の変更の内容及びその影響について要約期中財務諸表で開示を行う際は、累積的影響法を用いる企業の場合、IAS第34号の目的を達成するためにIFRS第15号C8項の影響に関する開示を考慮します。

注記4ではこれらの開示の一例を示しています。

- **継続的な開示：**IFRS第7号「金融商品：開示」（IFRS第9号により導入）及びIFRS第15号の「通常の」開示（IFRS第15号第114項から第115項の顧客との契約から生じる収益を分解して開示することを求める規定を除く）は、要約期中財務諸表で行うことは明示的には要求されていないため、期中報告期間における企業の財政状態及び経営成績の理解にどのような情報が関連するかを決定するには判断が必要になります。

どの程度の開示を行うことが適切かは、最終的には企業の実事及び状況、新基準の影響を受ける範囲、規制当局の期待（該当する場合）によって変わります。

その他の新たな基準書等

他にも多くの基準書等の適用が2018年に開始します（Appendix Iを参照）。これらの基準書等には期中財務諸表に関する特定の開示規定は含まれていないものの、IAS第34号の目的に照らして追加の開示を行うことが必要であるとみなされる場合があります。

架空の報告企業は、これらの基準書等の影響を受ける取引を行っておらず、また、会計方針はすでに新たな規定と整合しています。したがって、これらの規定について本冊子では例示していません。

将来適用される規定

2018年に2つの主要な基準書の適用が開始されますが、2018年より後に適用される基準書もあります。特に財務諸表の利用者や規制当局は、IFRS第16号「リース」が企業の財務諸表に及ぼす潜在的な影響に、より一層の関心を寄せています。規制当局は、IFRS第16号の適用に向けた準備が進むにつれて、その影響に関してより多くの情報を合理的に見積ることができるようになるはずであり、財務諸表の作成者は、IFRS第16号の適用に関し、財務諸表において企業固有の定性的及び定量的情報をより多く提供できるようになるとの期待を示しています。

そのため、移行前の影響についての開示を行うことはIAS第34号で明示的に要求されているわけではありませんが、企業は期中財務諸表でそのような開示を含めることを検討することができます。適切な開示の程度は、企業がIFRS第16号の適用に向けてどの程度の準備をしているか、及び直近の年次財務諸表においてどの程度の開示を行ったかによって最終的に決まります。

注記26では、IAS第34号の目的を達成する1つの方法を例示しています。

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの刊行物「[財務諸表ガイド](#)」シリーズのひとつであり、IAS第34号への準拠に特に焦点を当てています。これらの開示例は網羅的なものではありませんが、架空の報告企業が単に例示目的で、IAS第34号により求められる開示を重要性に拘らず例示しています。

財務諸表の作成者は、財務諸表を作成及び表示する際に、IAS第34号の目的に照らして、会計方針の選択、財務諸表の注記の記載の順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法及び財務諸表の利用者のニーズを考慮した開示の妥当性などについて判断を行うことが求められます。

重要性

IAS第34号第23項から25項には、重要性及び期中財務諸表への重要性の適用に関するガイダンスが含まれています。

重要性は、期中財務諸表における項目の表示及び開示に関連し、年次報告期間ではなく期中報告期間の財務情報に基づいて評価しなければなりません。期中財務報告には、企業の期中報告日時点の財政状態及び期中報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報を含めなければなりません。

財務諸表の作成者はまた、重要性のない情報を含めることにより重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な情報を集約したりすることで、財務諸表が理解しにくいものとならないよう留意する必要があります。財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRSにおける明確な要求事項であっても、表示する必要はありません。財務諸表の作成者は、期中期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを検討する必要があります。

変更の説明

財務報告は、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションを行うことが必要です。投資家は事業報告の品質向上を引き続き求めているため、作成者は関連性のある情報が除外されないよう留意しなければなりません。企業は財務諸表を作成する際に、財務情報を有効な方法で報告することによってコミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。

IFRS第9号及びIFRS第15号の適用は2018年から開始されることから、この期中財務諸表が、適用開始日後の変更の内容と影響を伝える最初の機会になります。企業は新たな会計基準によって大きな影響を受けない場合であっても、新しい開示を追加で行わなければなりません（すなわち、収益の分解）。重要なのは会計方針の変更に関する説明の質と明瞭性です。また、主要な判断及び見積りに関する開示も投資家にとって有用です。企業はこの機会に変更について十分な説明を行わなければなりません。

また、企業はより有用な事業報告（better business reporting）に照らして財務諸表の表示及び開示を刷新することを検討することができます。さらなる情報については、KPMGのウェブサイト[Better Business Reporting](#)を参照してください。

参照及び略語

本冊子の左の余白には、参照条項を付しています。原則として、これらの参照条項は、表示規定及び開示規定に関するものに限定しています。

<i>IAS 34.15</i>	IAS第34号第15項
<i>[IFRS 2.45]</i>	IFRS第2号第45項。角括弧は、その参照条項が、年次財務諸表の表示規定または開示規定であり、期中期間を理解するのに重要であると判断される場合を除き、要約期中財務諸表においては明確に要求されていないものであることを示しています。
<i>Insights 2.3.60.10</i>	KPMGの刊行物「 Insights into IFRS 」（第14版）の第2.3.60.10項

本冊子の本文の左側余白の以下の線は以下の内容を示すものです。

IFRS第8号「事業セグメント」及びIAS第33号「1株当たり利益」の適用範囲である企業にのみ適用される開示については、左側に赤線を付しています。

「要約期中財務諸表ガイドー開示例」（2016年3月）からの、以下のいずれかに関連する主な変更については、左側に二重線を付しています。

- － IAS第34号の新たな開示規定（新たな基準書等または改訂に伴う改訂を反映）
- － 会計方針の変更、並びに架空の報告企業の財政状態及び経営成績の直近の年次報告期間の末日以降に生じた変動を理解するために重要とみなされる事象及び取引に関連する開示情報の更新

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU	資金生成単位
EBITDA	金利・税金・償却前利益（earnings before interest, tax, depreciation and amortisation）
FVOCI	その他の包括利益を通じて公正価値
FVTPL	純損益を通じて公正価値
OCI	その他の包括利益

[社名]

独立監査人の要約期中連結財務諸表 に対するレビュー報告書

独立監査人の要約期中連結財務諸表に対するレビュー報告書^a

[企業名]株主各位

序文

当監査法人は、添付の「[企業名]」の2018年6月30日現在の要約連結財政状態計算書、同日をもって終了する6ヶ月間にかかる要約連結純損益及びその他の包括利益計算書、要約連結持分変動計算書、及び要約連結キャッシュフロー計算書、並びに期中財務諸表の注記（「要約期中連結財務諸表」）についてレビューを行った。この要約期中連結財務諸表をIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成し、表示する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、我々が実施したレビューに基づいて要約期中連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

レビューの範囲

当監査法人は、国際レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に準拠してレビューを行った。期中財務諸表のレビューは、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他のレビュー手続から構成されている。レビューは、国際監査基準に準拠して行われる監査に比べて著しく範囲が狭く、その結果、監査を行っていれば識別されたであろうすべての重要な事項を発見する保証を得ることはできない。したがって、当監査法人は監査意見を表明しない。

結論

当監査法人が実施したレビューにおいて、添付の2018年6月30日現在及び同日をもって終了する6ヶ月の要約期中連結財務諸表が、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

KPMG

[住所]

[報告日]

^a. このレビュー報告書の例示は、国際レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」に基づいている。この報告書の様式は、特定の国及び地域に固有の法制度の規定を反映したものではない。

[企業名]

要約期中連結財務諸表

2018年6月30日

要約連結財政状態計算書^{a, b, c}

IAS 34.8(a), 10, 20(a)

		2018年 6月30日	2017年 12月31日
千ユーロ	注記		修正再表示 ^{*d}
資産			
有形固定資産	15	24,235	31,049
無形資産及びのれん	16	6,290	4,661
生物資産	13(B)	7,629	7,662
投資不動産	15(C)	1,405	250
持分法適用会社に対する投資		1,791	1,948
その他の投資（デリバティブを含む）	20	3,752	3,525
繰延税金資産		1,639	1,376
従業員給付		300	731
非流動資産^e		47,041	51,202
生物資産		156	140
棚卸資産 ^f	13	12,589	12,119
契約資産 ^g	6	1,316	
その他の投資（デリバティブを含む）	20	526	1,032
当期税金資産		-	228
営業債権及びその他の債権	6, 20	20,345	17,999
前払金		-	1,200
現金及び現金同等物	20	2,355	1,850
		37,287	34,568
売却目的で保有する資産 ^h	14	12,891	-
流動資産^e		50,178	34,568
資産合計		97,219	85,770

[IFRS 15.105]

[IFRS 5.38, 40]

IAS 34.10

- a. 各要約主要財務諸表には、最低限、直近の年次財務諸表に含まれていた表題及び小計を含める。追加的な勘定科目は、その勘定科目を省略すると誤解を招く財務諸表となる場合に含める。

IAS第34号では明示的に要求されていないものの、この企業グループはIFRS第15号の適用に関連して、期中の財政状態を理解するうえで関連があり、次の年次財務諸表に含まれると見込まれる表示項目を追加で表示している（下記脚注gも参照のこと）。

- b. 期中財務諸表が未監査の場合、実務上その旨を開示することがある。管轄区域によっては、これが義務付けられていることもある。

IAS 1.BC33, 34.8, 15B(g), 16A(a), 20(a), Insights 5.9.30.22

- c. IAS第34号によれば、会計方針の変更、誤謬の修正、または項目の組替えにより比較情報が修正再表示される場合であっても、前期の期首時点の財政状態計算書は、要約期中財務諸表の最小限の構成要素には含まれない。ただし、会計方針の変更または重要な過年度の誤謬の修正を含む特定の事象及び取引についての開示が義務付けられている。

IFRS 15. C3(b), C7, 9.7.2.15-7.2.16, Insights 2.8.50.110

- d. この企業グループは、2018年1月1日にIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始した。IFRS第15号は比較情報が修正再表示されない累積的影響法を用いて適用されている。また、この企業グループはIFRS第9号の分類及び測定（減損を含む）規定に関して過去の期間の修正再表示を行うことを免除するIFRS第9号第7.2.15項の適用免除規定を適用している。そのため、IFRS第9号第7.2.26項に従い、一部のヘッジ規定の遡及適用についてのみ比較情報が修正再表示されている。詳細は注記4を参照のこと。

IFRSには明記されていないものの、KPMGの見解では比較情報を修正再表示する場合、比較情報が以前発行した財務諸表とは同じでないことを示すため、比較情報に「修正再表示」との記載を付すべきである。

同様に、新たな基準書等が適用されているものの、比較情報が修正再表示されていない場合（例：新たな基準書等を適用する累積的影響を資本の期首残高に認識する場合）、その旨を記載したほうが有用な場合がある。

要約連結財政状態計算書（続き）

IAS 34.8(a), 10, 20(a)

千ユーロ	注記	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*d
資本			
資本金	17	14,979	14,550
資本剰余金	17	4,777	3,500
その他の資本の構成要素		1,188	423
利益剰余金		16,002	12,923
当社の所有者に帰属する持分		36,946	31,396
非支配持分		3,497	3,044
資本合計		40,443	34,440
負債			
借入金等	18, 20	21,364	19,206
従業員給付	10	606	841
営業債務及びその他の債務	20	252	5
引当金	19	1,100	400
繰延税金負債		2,587	1,567
非流動負債*		25,909	22,019
銀行当座借越	20	120	282
当期税金負債		1,323	-
借入金等	18, 20	4,413	4,386
営業債務及びその他の債務 ⁱ	20	21,063	22,906
契約負債 ^g	6	148	-
繰延収益／収入		-	537
引当金	19	150	1,200
		27,217	29,311
売却目的で保有する資産に直接関連する負債 ^h	14	3,650	-
流動負債*		30,867	29,311
負債合計		56,776	51,330
資本及び負債合計		97,219	85,770

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

20ページから72ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.60-61

- e. この企業グループは、財政状態計算書上で、流動・非流動の区分を行っている。企業は、流動性配列法による表示が信頼性のある、より目的適合性の高い情報を提供するのであれば、資産及び負債を流動性配列法によって表示することもできる。KPMGの刊行物「IFRS財務諸表ガイドー銀行業の開示例（2016年3月版）」では、流動性配列法による資産及び負債の表示が例示されている。

IFRS 15.B21, BC367

- f. IFRS第15号や他の基準書等には、返品権付きの販売に関連する、顧客から製品を回収する権利に係る資産をどこに表示すべきかについて明確な定めはない。この企業グループは、当該資産を「棚卸資産」に含め、個別に開示を行っている（注記13(C)を参照）。

IFRS 15.105, 109, A, BC320-BC321

- g. 特に要求されていないが、この企業グループは契約資産及び契約負債に関係する表示項目を財政状態計算書に表示している。また、契約資産及び契約負債の流動/非流動の分類に関するIAS第1号の規定も適用している。本冊子では「契約資産」及び「契約負債」という用語を使用しているが、他の用語が使われる場合もある。

IFRS 5.30, IAS 34.10, Insights 5.9.40.20

- h. IAS第34号では特に要求されていないが、KPMGの見解では、期中報告日時点において売却目的保有または分配目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、要約財政状態計算書において他の資産や負債とは区別して表示しなければならない。

IFRS 15.55

- i. この企業グループは、IFRS第15号に基づき返金負債を「営業債務及びその他の債務」として表示している。この企業グループの返品条件では、別の財との交換しか認められていない（すなわち、この企業グループは返金を行っていない）。そのため、返金負債はIAS第32号「金融商品：表示」の金融負債の定義を満たさない。返金負債または買戻契約に関する負債がIAS第32号の金融負債の定義を満たす場合、IFRS第7号の開示規定が適用される。

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書^a

6月30日に終了する6ヶ月

IAS 34.8(b), 10, 20(b)

IAS 1.82(ba)]

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
継続事業			
収益	6	52,530	51,586
売上原価	13, 15, 19	(31,344)	(31,922)
売上総利益		21,186	19,664
その他の収益	8, 15	620	190
販売費		(7,698)	(7,498)
一般管理費	10, 19, 21	(8,474)	(8,358)
研究開発費		(605)	(329)
営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）の減損損失 ^b	20	(190)	(20)
その他の費用	8, 14, 16, 21	(686)	-
営業利益		4,153	3,649
金融収益 ^c	20, 21	456	345
金融費用	20	(916)	(1,007)
金融費用純額		(460)	(662)
持分法による投資純利益（税引後）		233	278
税引前純利益	5	3,926	3,265
税金費用	11	(1,115)	(741)
継続事業に係る純利益		2,811	2,524
非継続事業^d			
非継続事業に係る純利益（損失）（税引後） ^e	7	379	(422)
当期純利益		3,190	2,102
その他の包括利益			
純損益に振り替えられないことのない項目：			
有形固定資産の再評価	15	200	-
確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)
FVOCIで測定される資本性金融商品への投資－公正価値の変動		141	-
関連する法人所得税 ^f		(137)	5
		276	(10)
その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体－為替換算差額		437	330
重要な影響力の喪失による為替換算差額の振替え	21	20	-
純投資ヘッジー純損失		(3)	(8)
持分法適用会社－その他の包括利益の持分		10	-
キャッシュフロー・ヘッジー公正価値変動の有効部分		(93)	97
キャッシュフロー・ヘッジー純損益への振替え ^g		(17)	(11)
ヘッジコスト・リザーブー公正価値の変動		34	10
ヘッジコスト・リザーブー純損益への振替え ^g		8	2
売却可能金融資産－公正価値の変動		-	74
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－公正価値の変動		55	-
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－純損益への振替え ^g		(47)	-
関連する法人所得税 ^f		19	(56)
		423	438
当期その他の包括利益（税引後）		699	428
当期包括利益合計		3,889	2,530

IAS 1.99-100, 34.8(b), 8A, 10, 20(b)

a. この企業グループは、1計算書方式に従って包括利益を表示し、費用を企業グループ内における機能に基づいて分析している。企業は、性質に基づく分析が信頼性のある、より目的適合性の高い情報を提供するのであれば、性質に基づいて分析することもできる。費用の分析は注記にも表示されることがある。Appendix IIは、代替的な2計算書方式の開示例を提示している。

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（続き）

6月30日に終了する6ヶ月

	2018年	2017年
千ユーロ		修正再表示*
純利益の帰属先：		
当社の所有者	2,999	2,014
非支配持分	191	88
	3,190	2,102
包括利益合計の帰属先：		
当社の所有者	3,674	2,396
非支配持分	215	134
	3,889	2,530

1株当たり利益

基本的1株当たり利益（ユーロ）	0.83	0.51
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	0.79	0.50

1株当たり利益－継続事業^h

基本的1株当たり利益（ユーロ）	0.71	0.64
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	0.70	0.63

調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）ⁱ 12 **6,531** 7,902

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業及び新しい減損損失項目に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。

20ページから72ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.82(ba), 85, 31

- b.** IAS第1号「財務諸表の表示」（IFRS第9号により改訂）第82項(ba)は、IFRS第9号のセクション5.5に従って算定された当期の減損損失に係る表示項目（減損損失の戻入れまたは減損利得を含む）を純損益計算書に含めることを要求している。この企業グループは減損損失を以下の金額に分解している。

- ー 営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）に係る減損。これは、純損益及びその他の包括利益計算書で区分して表示されている。その結果、明示的に要求されていないものの、この企業グループは（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って認識された）比較情報の減損損失を「その他の費用」から振り替えている。
- ー 負債性金融商品への投資に関連する減損は、区分して表示されていないものの、重要性に鑑み「金融費用」に含められている。

この企業グループは、経営成績を理解するうえでこの表示に適合性があると考えている。

IFRS第9号によって改訂されたIAS第1号第82項により、純損益計算書に追加で表示することが求められる表示項目が導入された。期中報告期間においてそれらの表示項目に反映すべき事象または取引が生じなかったことから、この企業グループはそれらの表示項目を表示していない。

IAS 1.82(a)

- c.** この企業グループは、利息収益が収益創出活動の一部であるとは考えていないことから、利息収益を「金融収益」の一部に含めている。実効金利法を用いて算定した利息収益が収益の一部である場合、IAS第1号第82項(a)により、その利息収益を金利収益として区分して表示することが求められる。

IFRS 5.30, IAS 34.10, Insights 5.9.40.20

- d.** IAS第34号では明確に要求されていないが、KPMGの見解では、当期中報告期間の末日時点において非継続事業である事業、または当期中報告期間に処分された事業は、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の原則に従い、区分して表示しなければならない。

IFRS 5.33(a)-(b), IAS 1.82(ea)

- e.** この企業グループは、純損益及びその他の包括利益計算書上、非継続事業に係る純損益（税引後）の単一の金額を開示することを選択しており、注記7でその単一の金額を、収益、費用及び税引前純損益の内訳に分解している。企業は、この内訳を純損益及びその他の包括利益計算書上に表示することもできる。

IAS 1.91, 34.10

- f.** この企業グループは、その他の包括利益の個々の構成要素を、純損益及びその他の包括利益計算書上で税効果考慮前の金額で表示して関連する法人所得税の合計額を表示することを選択している。その他の包括利益の個々の構成要素を、関連する税効果考慮後の金額で表示することも可能。

IAS 1.94, 34.10

- g.** この企業グループは、組替調整を純損益及びその他の包括利益計算書において表示することを選択している。組替調整を注記において表示することも可能。

IAS 34.10, Insights 5.9.50.10

- h.** IAS第34号では特に要求されていないものの、この企業グループは以下の事項を開示している。

- ー 要約連結純損益及びその他の包括利益計算書において、継続事業からの1株当たり利益
 - ー 注記において、非継続事業からの1株当たり利益（注記7を参照）
- 期中報告期間に関する適切な開示の程度は重要性によって異なる。

IAS 34.10, Insights 4.1.150

- i.** この企業グループは、調整後EBITDAを開示している。これは、経営者がこの測定値が企業の業績を理解するうえで目的適合性があると考えているからである。この開示は例示目的のみ提供されている。

© IFRS Foundation すべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited は IFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

要約連結持分変動計算書

2018年6月30日に終了する6ヶ月

当社の所有者に帰属する持分

IAS 34.8(c), 10, 20(c)

[IAS 8.28(f)]

千ユーロ	注記	資本金	資本剰余金	換算 調整勘定	ヘッジ損益
2017年12月31日修正再表示後残高*		14,550	3,500	143	490
IFRS第15号の適用開始による調整（税引後）	4(A)	-	-	-	-
IFRS第9号の適用開始による調整（税引後）	4(B)	-	-	-	-
2018年1月1日現在調整後残高		14,550	3,500	143	490
当期包括利益合計					
当期純利益		-	-	-	-
当期その他の包括利益		-	-	440	(74)
当期包括利益合計		-	-	440	(74)
棚卸資産のコストに振り替えられたヘッジ損益 及びヘッジのコスト		-	-	-	4
当社所有者との取引					
抛出及び分配				-	-
普通株式の発行	17	390	1,160	-	-
企業結合に関連する普通株式の発行	21	24	63	-	-
転換社債の発行	18	-	-	-	-
自己株式の売却 ^a		-	19	-	-
配当	17	-	-	-	-
株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	9	-	-	-	-
ストック・オプションの行使	17	15	35	-	-
抛出及び分配合計		429	1,277	-	-
所有持分の変動					
支配の変動を伴わない非支配持分の取得	22	-	-	8	-
非支配持分を伴う子会社の取得	21	-	-	-	-
所有持分の変動合計		-	-	8	-
当社所有者との取引合計		429	1,277	8	-
2018年6月30日残高		14,979	4,777	591	420

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください

20ページから72ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

当社の所有者に帰属する持分								
ヘッジコスト・リザーブ	公正価値の変動による評価差額	再評価剰余金	自己株式	転換社債の資本要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
(26)	96	-	(280)	-	12,923	31,396	3,044	34,440
-	-	-	-	-	989	989	65	1,054
-	3	-	-	-	(104)	(101)	(16)	(117)
(26)	99	-	(280)	-	13,808	32,284	3,093	35,377
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	2,999	2,999	191	3,190
27	100	134	-	-	48	675	24	699
27	100	134	-	-	3,047	3,674	215	3,889
4	-	-	-	-	-	8	-	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1,550	-	1,550
-	-	-	-	-	120	207	-	207
-	-	-	-	109	-	109	-	109
-	-	-	11	-	-	30	-	30
-	-	-	-	-	(1,243)	(1,243)	-	(1,243)
-	-	-	-	-	363	363	-	363
-	-	-	-	-	-	50	-	50
-	-	-	11	109	(760)	1,066	-	1,066
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	(93)	(85)	(115)	(200)
-	-	-	-	-	-	-	304	304
-	-	-	-	-	(93)	(85)	189	104
-	-	-	11	109	(853)	981	189	1,170
5	199	134	(269)	109	16,002	36,946	3,497	40,443

IAS 32.33,
Insights 7.3.480

a. IFRSは、自己株式を資本においてどのように表示するかについて規定していない。ただし、地域の法律により、配分方法が規定されていることがある。したがって、企業が資本における自己株式の表示方法を決定する際には、法的環境を考慮しなければならない。企業は、すべての自己株式に対して毎期継続して適用される表示方式を選択する必要がある。この企業グループは、自己株式に係るコスト合計を資本の別項目として表示することを選択している。

Insights 4.5.900.30

b. IFRS第2号「株式に基づく報酬」は概して、株式に基づく報酬取引に関連して認識された資本の増加を資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解では、IFRSのもとでいずれのアプローチも認められる。この企業グループは、そのような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

要約連結持分変動計算書（続き）

2017年6月30日に終了する6ヶ月

当社の所有者に帰属する持分

IAS 34.8(c), 10, 20(c)

[IAS 8.28(f)-(g),
1.106(b)]

千ユーロ	注記	当社の所有者に帰属する持分			
		資本金	資本剰余金	換算 調整勘定	ヘッジ損益
2017年1月1日報告残高		14,550	3,500	(129)	434
IFRS第9号の適用開始による調整（税引後）	4(B)	-	-	-	-
2017年1月1日修正再表示後残高		14,550	3,500	(129)	434
当期包括利益合計（修正再表示後）					
当期純利益		-	-	-	-
当期その他の包括利益		-	-	248	73
当期包括利益合計（修正再表示後）		-	-	248	73
当社所有者との取引					
拠出及び分配					
配当	17	-	-	-	-
株式決済型の株式に基づく報酬	9	-	-	-	-
当社所有者との取引合計		-	-	-	-
2017年6月30日修正再表示後残高		14,550	3,500	119	507

20ページから72ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

当社の所有者に帰属する持分								
ヘッジコスト・リザーブ	公正価値の変動による評価差額	再評価 剰余金	自己株式	転換社債の 資本要素	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
-	17	-	-	-	8,481	26,853	2,720	29,573
(35)	-	-	-	-	35	-	-	-
(35)	17	-	-	-	8,516	26,853	2,720	29,573
-	-	-	-	-	2,014	2,014	88	2,102
9	62	-	-	-	(10)	382	46	428
9	62	-	-	-	2,004	2,396	134	2,530
-	-	-	-	-	(524)	(524)	-	(524)
-	-	-	-	-	173	173	-	173
-	-	-	-	-	(351)	(351)	-	(351)
(26)	79	-	-	-	10,169	28,898	2,854	31,752

IAS 34.8(d), 10, 20(d)

要約連結キャッシュフロー計算書

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
営業活動によるキャッシュフロー^a			
当期純利益		3,190	2,102
調整：			
－ 減価償却		2,435	2,490
－ 償却		295	355
－ 有形固定資産の減損損失（戻入れ）	15	(393)	1,123
－ 無形資産及びのれんの減損損失	16	16	285
－ 処分グループの再測定による減損損失	14	25	-
－ 生物資産の公正価値の変動		60	(38)
－ 投資不動産の公正価値の増加		(55)	(50)
－ 金融費用純額		466	671
－ 持分法による投資純利益（税引後）		(233)	(278)
－ 有形固定資産の売却による利得	15	(26)	(25)
－ 非継続事業の売却による利得（税引後）	7	(516)	-
－ 株式決済型の株式に基づく報酬取引		361	173
－ 税金費用		1,090	697
		6,715	7,505
増減：			
－ 棚卸資産		(751)	450
－ 営業債権及びその他の債権		(7,407)	2,126
－ 契約資産		(533)	-
－ 前払金		1,200	(1,200)
－ 営業債務及びその他の債務		3,908	(1,745)
－ 契約負債		31	-
－ 引当金及び従業員給付		(329)	132
－ 繰延収益／収入		(420)	(20)
営業活動から生じたキャッシュフロー		2,414	7,248
利息の支払額 ^{b, c}		(920)	(800)
法人所得税の支払額		(200)	(950)
営業活動による正味キャッシュフロー		1,294	5,498
投資活動によるキャッシュフロー			
利息の受取額 ^b		116	85
配当金の受取額 ^b		51	100
有形固定資産の売却による収入	15	1,177	406
投資の売却による収入		495	359
非継続事業の処分による収入（処分された非継続事業の現金控除後） ^d	7	10,890	-
子会社の取得による支出（取得した現金控除後）	21	(1,799)	-
有形固定資産の取得による支出	15	(11,983)	(2,315)
投資不動産の取得による支出		(300)	-
非流動生物資産の購入による支出		(155)	(219)
その他の投資の取得による支出		(215)	-
開発にかかる支出		(846)	(881)
投資活動による正味キャッシュフロー		(2,569)	(2,465)

要約連結キャッシュフロー計算書（続き）

IAS 34.8(d), 10, 20(d)

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
財務活動によるキャッシュフロー			
普通株式の発行による収入	17	1,550	-
転換社債の発行による収入	18	5,000	-
償還優先株式の発行による収入	18	2,000	-
自己株式の売却による収入		30	-
ストック・オプションの行使による収入	17	50	-
デリバティブの決済による収入		6	11
借入金等に関連する取引コストの支払額	17	(311)	-
非支配持分の取得による支出	22	(200)	-
借入金の返済による支出	18	(4,811)	(3,408)
ファイナンス・リース債務の支払額	18	(130)	(123)
配当金の支払額 ^b	17	(1,243)	(524)
財務活動による正味キャッシュフロー		1,941	(4,044)
現金及び現金同等物の純増加（減少）額		666	(1,011)
1月1日現在の現金及び現金同等物 ^{**}		1,568	2,226
保有する現金の為替変動による影響		1	7
6月30日現在の現金及び現金同等物^{**}		2,235	1,222

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

** 現金及び現金同等物には、要求払債務であり当社グループの資金管理の不可分な構成部分である当座借越が含まれています。

20ページから72ページの注記は本要約期中連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 7.18, 34.10

- a. この企業グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法により表示することを選択している。

企業は、営業活動によるキャッシュフローを、営業活動に関連する収入及び支出を主な種類ごとに総額で開示する方法である直接法を用いて表示することもできる。このような表示は、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドー開示例」（2017年9月版）のAppendix IIIに例示されている。

IAS 7.31,
Insights 2.3.50.10-20

- b. IFRSは、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフロー、並びに利息及び配当金の支払いによるキャッシュフローを別個に開示することを要求している。KPMGの見解では、そのような開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書において義務付けられる。IFRSに明確なガイダンスがないため、企業は、以下の分類についての自社の会計方針を選択し、每期継続して適用している。

- ー 利息及び配当金の支払いの、営業活動または財務活動によるキャッシュフローへの分類
- ー 利息及び配当金の受取りの、営業活動または投資活動によるキャッシュフローへの分類

この企業グループは、利息の支払いによるキャッシュフローを営業活動に、利息及び配当金の受取りによるキャッシュフローを投資活動に、そして配当金の支払いによるキャッシュフローを財務活動に、それぞれ分類することを選択している。

Insights 2.3.50.38

- c. KPMGの見解では、企業は資産計上した利息に関連するキャッシュフローの区分について以下のいずれかの会計方針を選択し、每期継続して適用すべきである。

- ー 適格資産を取得するための他の現金支出を投資活動に含める場合、投資活動によるキャッシュフローに含める。
- ー 資産計上していない利息キャッシュフローと同様に区分する。

この企業グループは、資産計上した利息を資産計上していない利息によるキャッシュフローと同様に区分した。

IAS 7.10, IFRS 5.33(c),
Insights 5.4.220.50

- d. この企業グループは、要約連結キャッシュフローにおいて、すべてのキャッシュフローを合計で（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれている）表示している。非継続事業のキャッシュフローの金額については注記により開示している（注記7を参照）。ただし、KPMGの見解では、IFRS第5号及びIAS第7号「キャッシュフロー計算書」の規定を満たすには様々な方法がある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記^a

1. 報告企業

〔企業名〕（「当社」）は〔国名〕に所在する企業です。2018年6月30日及び同日に終了した6ヶ月間の当社の要約期中連結連結財務諸表（以下、「期中財務諸表」）は、当社及び子会社（「当社グループ」とします）により構成されています。当社グループは、主に紙及び紙関連製品の製造、樹木の栽培及び木製品の販売を行っています（注記5及び注記6を参照）。

2. 会計処理の基礎^{b, c}

IAS 34.10, 15, 19

この期中財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成しており、当社グループの2017年12月31日及び同日に終了した事業年度の直近の年次連結財務諸表と併せて読まれることを意図しています。この期中財務諸表には、完全な1組のIFRS財務諸表に要求されるすべての情報が含まれているわけではありません。ただし、直近の年次財務諸表以降の当社グループの財政状態及び経営成績の変動を理解する上で重要な事象と取引に関する、精選された説明的注記が含まれています。

この期中財務諸表は、IFRS第15号及びIFRS第9号を適用した最初のグループ財務諸表です。重要な会計方針の変更については注記4で説明しています。

この期中財務諸表の公表は、〔日付〕において当社の取締役会により承認されています^d。

3. 判断及び見積りの使用

IAS 34.41

この期中財務諸表を作成する際に、経営陣は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断及び見積りの設定を行っています。実績がこれらの見積りとは異なることがあります。

IAS 34.15, 16A(d), 28

当社グループの会計方針の適用及び見積りの不確実性の主な原因について経営陣が行った重要な判断は、直近の年次財務諸表に記載したものと同じです。

ただし、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用に関連する新たな重要な判断及び見積りの不確実性の主な原因については、注記4で説明しています。

IAS 1.113-114

- a. 注記は、実務的に可能な範囲で体系的な方法で表示し、主要財務諸表の項目と相互参照する。体系的な表示の方法を決定するにあたり、企業は、その方法が財務諸表の理解し易さや比較可能性に与える影響を検討する。この企業グループは、経営成績及び財政状態を理解するうえで最も適切と考えられる方法で、関連性のある情報をまとめて表示する際に、判断を行使している。本冊子で表示されている順序は、例示目的のものであり、企業は注記の構成を、企業特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

IAS 1.4, 25, 122,
10.14, 16, 34.15
Insights 5.9.10.34,
36

- b. 本冊子では例示されていないが、企業は期中財務諸表において継続企業の前提の使用に関する特定の事項を開示することが適切か否かを検討する。企業は、期中財務諸表の公表承認日より前に識別した継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要な不確実性について、直近の年次財務諸表において開示していたか否かに関係なく、期中財務諸表で開示する。また、直近の年次財務諸表の公表承認日に存在していた重要な不確実性が期中財務諸表の公表日には存在しない場合は、その旨及びその結論に至る過程で行った判断についても開示する。

継続企業の前提に関する開示が求められる企業の開示例については、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドー開示例」（2017年9月版）のAppendix VIを参照。

IAS 1.4, IAS 34.20,
Insights 5.9.10

- c. 企業が新会社である場合を除き、要約期中財務諸表には比較主要財務諸表を含める。比較主要財務諸表が含まれない場合、IAS第34号に準拠していると記述することはできない。しかし、IAS第34号には、精選された説明的注記に含めるべき比較情報（数値と記述式比較情報の両方）に関して特に具体的な定めはない。KPMGの経験では、当期中間においても引き続き関連性があるという理由から、数値の比較情報と記述式比較情報の両方を説明的注記に含めることが一般的である。KPMGの見解では、どの比較情報を精選された説明的注記に含めるべきかを決定する際に、経営者は判断を行使すべきである。

IAS 10.17-18

- d. 承認日後に発生した事象は当期中報告期間の要約期中財務諸表上での開示または調整がなされないため、IAS第34号では明確に要求されていないが、承認日及び承認者を開示することが財務諸表利用者の理解に有用な場合がある。これらの開示が、地域の法律で義務付けられていることもある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

3. 判断及び見積りの使用（続き）

A. 公正価値の測定

IAS 34.16A(j),
IFRS 13.93(g)

当社グループは公正価値の測定に関して管理体制を確立しています。この管理体制には、レベル3の公正価値を含むすべての重要な公正価値測定を監督する包括的な責任を負い、当社の最高財務責任者に直接報告を行う評価チームが含まれています。

評価チームは、重要な観察可能でないインプット及び評価の調整を定期的にレビューしています。公正価値の測定に、ブローカー相場やプライシング・サービスといった第三者の情報をを用いる場合、評価チームは、それらの評価がIFRSの規定を満たすという結論（第三者からのインプットに基づいて見積られる公正価値が分類されるべき公正価値ヒエラルキーのレベルを含む）を裏付けるため、第三者から得た証拠を検証しています。

評価に重要な問題点が生じた場合は、当社グループの監査委員会に報告されます。

当社グループは、資産または負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り市場の観察可能なデータを用いています。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、以下の3つのレベルに区分されます。

- － レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）
- － レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について直接的（すなわち、価格で）または間接的に（すなわち、価格を用いて）観察可能なもの
- － レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産または負債に関するインプット（観察可能でないインプット）

資産または負債の公正価値の測定に用いられるインプットが、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルに区分される可能性がある場合、その公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同一の公正価値ヒエラルキーのレベルにその公正価値測定全体を区分します。

IFRS 13.95,
IAS 34.16A(j)

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、その振替えが発生した報告期間の末日に認識しています。

公正価値を測定する際の仮定に関する詳細な情報は、[注記20](#)に含まれています。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更^a

この期中財務諸表で適用している会計方針は、当社グループの2017年12月31日現在及び同日をもって終了した事業年度の連結財務諸表で適用した会計方針と同じです（期中の法人所得税の認識及び測定に関する会計方針は注記11に記載しています）。ただし、下記に記載するものを除きます。

会計方針の変更は、2018年12月31日及び同日をもって終了する事業年度の年次財務諸表にも反映されます。

当社グループは2018年1月からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（A参照）及びIFRS第9号「金融商品」（B参照）の適用を開始しました。他にも多くの新たな基準書等の適用が2018年1月1日から開始していますが、当社グループの財務諸表に重要な影響はありません。^b

これらの基準書等の適用開始による影響は、主に以下に起因するものです。

- － 紙製品の受注製造販売契約からの収益がより早い時期に認識されること（下記A(b)参照）
- － 返品権付き普通紙販売契約からの収益がより早い時期に認識されること（下記A(a)参照）
- － 金融資産に係る減損損失の認識額が増加したこと（下記B(ii)参照）

IAS 34.16A(a),
Insights 5.9.220.35

- a.** IAS第34号第16A項(a)に基づき、企業は直近の年次財務諸表以降の会計方針の変更の内容及び影響を記載する。新たな基準書等の表示及び開示規定は、要約財務諸表の作成には直接適用されない（新たな基準書等によりIAS第34号自体が修正される場合を除く）。この企業グループはIFRS第15号及びIFRS第7号（IFRS第9号により改訂）の移行に関する開示規定並びにIAS第8号第28項の開示規定を適宜考慮している。この企業グループは、開示の内容及び範囲を決定するにあたり、事実及び状況と新たな基準書等の影響の程度も考慮している。

この注記での開示はIAS第34号の目的を達成するための1つの方法に過ぎない。

IAS 34.16A(a)

- b.** 本冊子では、IFRS第15号及びIFRS第9号の適用により生じる会計方針の変更のみを記載している。2018年1月1日以後開始する事業年度から適用される他の基準書及び解釈指針書の改訂はAppendix Iに記載している。本冊子では示していないものの、これらの改訂の適用により生じる会計方針の変更があれば、重要性に応じてその内容及び影響を開示する。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」^a

IFRS第15号は、収益を認識すべきか否か、またいつの時点でいくら収益を認識すべきかに関して、包括的なフレームワークを策定しています。IFRS第15号は、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及び関連する解釈指針書を差し替えるものです。

当社グループは、累積的影響法を使ってIFRS第15号を適用しています（実務上の便法は使用していません）。IFRS第15号の適用を開始したことによる影響は適用開始日（すなわち2018年1月1日）に認識しています。よって、2017年に関する情報は修正再表示しておらず、以前IAS第18号、IAS第11号及び関連する解釈指針書に基づき報告したものをそのまま表示しています。

下記の表は、IFRS第15号への移行が2018年1月1日現在の利益剰余金及び非支配持分に与えた影響（税引後）を要約したものです。

千ユーロ	2018年1月1日現在の	
	注記	IFRS第15号の適用による影響
利益剰余金		
一定期間にわたり認識される受注製造の紙製品	(b)	978
返品権を伴う普通紙	(a)	495
カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	(c)	2
関連する法人所得税		(486)
2018年1月1日時点の影響額		989
非支配持分		
一定期間にわたり認識される受注製造の紙製品	(b)	64
返品権を伴う普通紙	(a)	33
カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	(c)	-
関連する法人所得税		(32)
2018年1月1日時点の影響額		65

a. IFRS第15号の適用開始に関する詳細については、[IFRS財務諸表ガイド-IFRS第15号開示補足資料（2017年10月版）](#)を参照。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 15.C8]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

下記の表は、IFRS第15号の適用が当社グループの2018年6月30日現在の期中財政状態計算書及び同日をもって終了する6ヶ月の期中純損益及びその他の包括利益計算書に与えた影響を、影響を受けた表示項目ごとに要約したものです。2018年6月30日に終了する6ヶ月に係る当社グループの期中キャッシュフロー計算書への重大な影響はありませんでした。^a

要約期中連結財政状態計算書への影響

2018年6月30日 千ユーロ	注記	報告額	調整額	IFRS第15号を 適用しなかった 場合の金額
資産				
非流動資産		47,041	-	47,041
棚卸資産	(a), (b)	12,589	2,101	14,690
契約資産	(b)	1,316	(1,316)	-
営業債権及びその他の債権	(b)	20,345	(3,070)	17,275
流動資産		50,178	(2,284)	47,894
資産合計		97,219	(2,284)	94,935
資本				
利益剰余金		16,002	(1,500)	14,502
当社の所有者に帰属する持分		36,946	(1,500)	35,446
非支配持分		3,497	(100)	3,397
資本合計		40,443	(1,600)	38,843
負債				
非流動負債		25,909	-	25,909
未払法人所得税等		1,323	(754)	569
営業債務及びその他の債務	(a)	21,063	70	21,133
繰延収益/収入	(c)	-	148	148
契約負債	(c)	148	(148)	-
流動負債		30,867	(684)	30,183
負債合計		56,776	(684)	56,092
資本及び負債合計		97,219	(2,284)	94,935

IAS 34.16A(a),
IFRS 15.C8

a. この企業グループは、IFRS第15号C8項により要求される開示が、IFRS第15号の適用開始の内容及び影響を説明し、直近の年次報告期間の末日以降生じた財政状態及び経営成績の変動を説明するうえで必要であると考えている。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

要約期中連結純損益及びその他の包括利益計算書への影響

2018年6月30日に終了した6ヶ月 千ユーロ	注記	報告額	調整額	IFRS第15号を 適用しなかった 場合の金額
継続事業				
収益	(a), (b), (c)	52,530	(1,849)	50,681
売上原価	(a), (b)	(31,344)	1,052	(30,292)
売上総利益		21,186	(797)	20,389
営業債権及びその他の債権、並びに契約資産 に係る減損損失		(190)	15	(175)
営業利益		4,153	(782)	3,371
税引前利益		3,926	(782)	3,144
税金費用		(1,115)	236	(879)
継続事業に係る純利益		2,811	(546)	2,265
当期純利益		3,190	(546)	2,644
当期包括利益合計		3,889	(546)	3,343

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 15.119, 123,
IAS 1.122]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

当社グループの様々な財及びサービスに関連する新しい重要な会計方針と従前の会計方針の変更の内容は以下のとおりです。

IFRS第15号のもとでは、顧客が財またはサービスの支配を獲得した時点で収益が認識されます。支配の移転の時期（すなわち、一時点か一定期間にわたるか）の決定には判断を伴います。

製品/サービスの種類	内容、履行義務の充足の時期、重要な支払条件 ^a	会計方針の変更の内容
a. 普通紙	顧客が普通紙の支配を獲得するのは、財が顧客の敷地に引き渡され、顧客が財を受領した時点です。その時点で請求書の作成及び収益の認識を行っています。請求金額の支払期限は通常30日以内です。普通紙に関して値引きは行っておりませんが、顧客はロイヤルティ・ポイントを獲得できる場合があります（下記参照）。 IFRS第15号のもとでは、返品が認められた契約について、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が「非常に高い」範囲で収益が認識されます。そのため、収益の認識額は予想される返品について調整しています。返品は、紙の種類、サイズ、仕上げ等に関する過去のデータに基づき見積っております。財を返品する場合は、新しい財との交換のみが認められます（すなわち、返金は行っておりません）。そのような状況において、返金負債及び返品された製品を回収する権利に係る資産を認識しています。	IAS第18号のもとでは、これらの契約に関する収益は、収益認識の他のすべての要件が満たされることを条件に、返品を合理的に見積ることができるようになった時点で認識しておりました。合理的に見積ることができない場合、収益認識は返品期間が終了するまで、または返品を合理的に見積ることができるようになるまで延期されておりました。 当社グループが返品を合理的に見積ることができなかった契約に関しては、IFRS第15号に基づいた場合、IAS第18号よりも収益が早期に認識されることとなります。 こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、返金負債の減少があり、これは営業債務及びその他の債務に含められています。また、返品された製品を回収する権利に係る新たな資産が、棚卸資産の一部として表示されています。
b. 受注製造の紙製品	当社グループは、受注製造の紙製品に関しては、顧客が製造中の仕掛品をすべて支配すると判断しました。これは、受注製造販売契約において、紙製品が顧客の仕様に従って製造されており、顧客が契約を解約した場合、当社グループはその時点までに生じたコストに合理的なマージンを加算した金額の払い戻しを受ける権利を有しているためです。そのため、これらの契約から生じる収益及び関連するコストは一定期間にわたり（すなわち顧客の敷地に財を引き渡す前に）認識しております。請求書は契約条件に従い発行しており、支払期限は通常30日以内です。未請求の金額は契約資産として表示しております。顧客はロイヤルティ・ポイントを獲得できる場合があります。	IAS第18号のもとでは、受注製造の紙製品に関する収益は、財が顧客の敷地に引き渡された時点、すなわち顧客が財を受け入れ、所有に伴うリスク及び経済価値が移転した一時点で認識しておりました。 収益は、収益及びコストを信頼性をもって測定できるようになり、対価を回収する可能性が高くなり、管理のための財への継続的関与が行われなくなった時点で認識されておりました。これらの製品については、IFRS第15号に基づいた場合収益が一定期間にわたり認識されることとなるため、IAS第18号よりも収益が早期に認識されることとなります。 こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、営業債権及びその他の債権の増加、新しい契約資産の計上、棚卸資産の減少があります。

IAS 34.15, 15C,
16A(a)

- a. IAS第34号では明示的に要求されていないものの、この企業グループは、IFRS第15号の適用による会計方針の変更の内容及び影響を説明するため、IFRS第15号第119項に従って履行義務に関する情報を開示するとともに、IFRS第15号第123項及びIAS第1号第122項に従って新しい基準書を適用する際に行った重要な判断に関する情報を開示している。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 15.119, 123,
IAS 1.122]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

A. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（続き）

製品/サービスの種類	内容、履行義務の充足の時期、重要な支払条件	会計方針の変更の内容
c. カスタマー・ロイヤルティ・プログラム	当社グループは、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムに基づき、当社グループの製品を将来購入する際に利用できるロイヤルティ・ポイントに受領した対価の一部を配分しております。配分は、独立販売価格の比率に基づき行っています。ロイヤルティ・プログラムに配分された金額は繰り延べられ、ロイヤルティ・ポイントが引き換えられるか失効した時点で収益を認識しています。	IAS第18号のもとでは、残余法を用いてロイヤルティ・プログラムと紙製品に収益を配分していました。すなわち、対価をロイヤルティ・ポイントの公正価値に基づきロイヤルティ・プログラムに配分し、対価の残りを紙製品に配分していました。 IFRS第15号に基づいた場合、ロイヤルティ・プログラムに配分される対価の割合が低くなることから、繰り延べられる収益が減少します。 こうした変更が収益以外の項目に与える影響としては、繰延収益の減少があります。これについては、新しい項目である契約負債に計上されています。
d. 木材製品	顧客が木材製品の支配を獲得するのは、財が当社グループの倉庫から発送された時点です。その時点で請求書の作成及び収益の認識を行っています。請求金額の支払期限は通常30日以内です。木材製品に関して値引き、ロイヤルティ・ポイントの付与または返品を受け付けは行っておりません。	IFRS第15号による、当社グループの会計方針への重大な影響はありませんでした。
e. 森林資源管理サービス及び関連するサービス	このサービスについては、サービスを提供するにつれて収益を認識します。森林管理サービスに係る請求書は月次で発行され、支払期限は通常30日以内です。 IFRS第15号のもとでは、サービス契約の対価の総額が独立販売価格に基づきすべてのサービスに配分されます。独立販売価格は、当社グループが独立の取引で当該サービスを販売する定価に基づいて算定しています。	IFRS第15号による、当社グループの会計方針への重大な影響はありませんでした。

当期中報告期間に包装事業セグメントを廃止いたしました（注記7参照）。IFRS第15号による、この事業セグメントに関連する当社グループの会計方針への重大な影響はありませんでした。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、金融資産、金融負債及び非金融項目の売買契約の一部の認識及び測定に関する規定を定めています。本基準はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を差し替えるものです。

下記の表は、IFRS第9号への移行がその他の資本の構成要素、利益剰余金及び非支配持分の期首残高に与えた影響（税引後）を要約したものです（移行措置の説明に関しては下記(iv)を参照）。

		2018年1月1日現在の
千ユーロ	注記	IFRS第9号の適用による影響
ヘッジコスト・リザーブ		
フォワード・ポイントの累積変動	(iii)	(40)
関連する法人所得税		14
2017年12月31日現在の修正再表示額		(26)
公正価値の変動による評価差額		
FVOCIで測定される負債性金融資産のIFRS第9号に基づく予想信用損失の認識	(ii)	4
関連する法人所得税		(1)
2018年1月1日現在の影響額		3
利益剰余金		
ヘッジのコストの調整	(iii)	40
IFRS第9号に基づく予想信用損失の認識	(ii)	(154)
関連する法人所得税		36
2018年1月1日現在の影響額		(78)
非支配持分		
IFRS第9号に基づく予想信用損失の認識	(ii)	(24)
関連する法人所得税		8
2018年1月1日現在の影響額		(16)

新しい重要な会計方針の詳細と従前の会計方針の変更の内容及び影響は以下に記載しています。

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定

IFRS第9号は、金融負債の分類及び測定に関するIAS第39号の現行の規定の大部分を引き継いでいます。しかし、金融資産に関しては、現行のIAS第39号の区分である満期保有目的区分、貸付金及び債権区分並びに売却可能区分が廃止されています。

IFRS第9号の適用は、金融負債及びデリバティブ金融商品（ヘッジ手段として用いているデリバティブ下記(iii)参照）に関する当社グループの会計方針に重要な影響を及ぼしていません。IFRS第9号による金融資産の分類及び測定への影響については下記に記載しております。

IFRS第9号に基づいた場合、金融資産は当初認識時に償却原価、FVOCI（負債性金融商品への投資）、FVOCI（資本性金融商品への投資）、またはFVTPLで測定する区分に分類されます。IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び契約上のキャッシュフローの特徴に基づいて行われます。主契約がIFRS第9号の適用範囲に含まれる金融資産である場合、その契約に組み込まれたデリバティブが区分処理されることはありません。その代わりに、混合金融商品全体で分類が評価されます。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

金融資産は、以下の条件をともに満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合に償却原価で測定しております。

- － その資産を、契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有している。
- － 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じる。

負債性金融商品への投資は以下の条件をともに満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定されていない場合にFVOCIで測定しております。

- － その資産を、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有している。
- － 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じる。

当社グループは、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の当初認識時に、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行う場合があります。この選択は投資ごとに行います。

上記に記載された償却原価またはFVOCIで測定するものに区分されないすべての金融資産はFVTPLで測定されます。これにはすべてのデリバティブ金融資産が含まれます。当社グループは、当初認識時に、償却原価またはFVOCIで測定する区分への分類要件を満たす金融資産をFVTPLで測定するものとして指定する、取消不能の選択を行う場合があります。ただし、この選択を行うことができるのは、FVTPLで測定するものとして指定することによって、他の区分に指定していたとしたら生じるであろう会計上のミスマッチが除去または大幅に低減される場合に限りです。

金融資産（当初認識時に取引価格で測定される重大な金融要素を有しない営業債権を除く）は、公正価値（FVTPLで測定する区分以外の項目については、公正価値に取得に直接起因する取引コストを加算した金額）で当初測定されます。

金融資産の当初認識後の測定には以下の会計方針が適用されます。

FVTPLで測定する金融資産	これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。利得及び損失の純額（利息収益または受取配当金を含む）は純損益に認識します。ヘッジ手段として指定されたデリバティブについては下記(iii)を参照してください。
償却原価で測定する金融資産	これらの資産は当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定します。償却原価からは減損損失が控除されます（下記(iii)参照）。利息収益、為替差損益及び減損は純損益に認識します。認識の中止時に利得または損失が生じた場合は純損益に認識します。
FVOCIで測定する負債性金融商品への投資	これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。実効金利法を用いて算定された利息収益、為替差損益及び減損は純損益に認識します。その他の利得及び損失の純額はその他の包括利益に認識します。認識の中止時には、その他の包括利益に累積されていた利得及び損失が純損益に振り替えられます。
FVOCIで測定する資本性金融商品への投資	これらの資産は当初認識後、公正価値で測定します。配当は、その配当が投資のコストの一部の回収であることが明らかな場合を除き、純損益に収益として認識します。その他の利得及び損失の純額はその他の包括利益に認識され、純損益に振り替えられることはありません。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 7.6, 42I]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

IFRS第9号の適用によって2018年1月1日現在の金融資産の帳簿価額に生じた影響は、新しい減損規定のみによるものです。これについては下記で詳しく説明しています。

以下の表と関連する注記では、IAS第39号に基づく従前の測定区分とIFRS第9号に基づく新たな測定区分を当社グループの2018年1月1日現在の金融資産のクラスごとに示しています。

千ユーロ	注記	IAS第39号に基づく 従前の分類	IFRS第9号に基づく 新たな分類	IAS第39号 に基づく 従前の 帳簿価額	IFRS第9号 に基づく 新しい 帳簿価額
金融資産					
ヘッジに利用される金利 スワップ		公正価値－ヘッジ 手段	公正価値－ヘッジ 手段	131	131
ヘッジに利用される為替 予約		公正価値－ヘッジ 手段	公正価値－ヘッジ 手段	375	375
その他の為替予約		売買目的保有	FVTPL（強制）	89	89
ソブリン負債性証券		売買目的保有	FVTPL（強制）	568	568
負債性証券	(a)	売却可能	FVOCI－負債性 金融商品	373	373
資本性証券	(b)	売却可能	FVOCI－資本性 金融商品	511	511
資本性証券	(c)	FVTPL（指定）	FVTPL（強制）	254	254
営業債権及びその他の債権	(d)	貸付金及び債権	償却原価	17,719	17,593
現金及び現金同等物		貸付金及び債権	償却原価	1,850	1,849
負債性証券	(e)	満期保有目的	償却原価	2,256	2,243
金融資産合計				24,126	23,986

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 7.42I, 42J]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

i. 金融資産及び金融負債の分類及び測定（続き）

- a. IAS第39号に基づいて売却可能に分類された負債性証券は、当社グループの財務部門により、利息収益を確保する目的で独立したポートフォリオにおいて保有されていますが、通常の業務過程で生じる流動性需要を満たすために売却される可能性があります。当社グループは、これらの証券は、契約上のキャッシュフローの回収と証券の売却の両方によって目的が達成される事業モデルにおいて保有されていると考えております。負債性証券は1年から2年で満期を迎え、金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じます。したがって、これらの資産はIFRS第9号に基づいてFVOCI区分の金融資産として分類されています。IFRS第9号への移行時に、4,000ユーロの減損引当金を2018年1月1日現在の期首利益剰余金の減額及び公正価値の変動による評価差額の増額として計上しております。
- b. これらの資本性証券は、戦略目的で当社グループが長期にわたり保有する意図を有している投資です。IFRS第9号で容認されているように、当社グループはこれらの投資を適用開始日にFVOCIで測定する区分に指定しました。IAS第39号とは異なり、これらの投資に関連して公正価値の変動による評価差額に累積された金額が純損益に振り替えられることはありません。
- c. これらの資本性証券は公正価値ベースで管理され、公正価値に基づいて投資成果のモニタリングを行っていたため、IAS第39号のもとではFVTPL区分に指定されていました。IFRS第9号では、これらの資産はFVTPLでの測定を強制されるものとして分類されています。
- d. IAS第39号に基づいて貸付金及び債権に分類された営業債権及びその他の債権は、IFRS第9号では償却原価で測定するものとして分類されています。IFRS第9号の適用開始日である2018年1月1日現在の期首利益剰余金で、これらの債権に対する減損引当金の126千ユーロの増加を認識しました。これらの営業債権及びその他の債権には、IFRS第15号の適用開始日である2018年1月1日時点で認識された1,825千ユーロの営業債権は含まれておりません。この営業債権については、減損27千ユーロを追加で計上しております（下記(ii)参照）。
- e. 満期保有目的に分類していた負債性証券は現在償却原価で測定するものとして分類しています。当社グループは、これらの資産を契約上のキャッシュフローを回収する目的で満期まで保有することを意図しており、これらのキャッシュフローは元本及び元本残高に対する利息の支払いのみから構成されています。IFRS第9号の適用開始日である2018年1月1日現在の期首利益剰余金で、13千ユーロの減損引当金の増加を認識しております。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

ii. 金融資産の減損

IFRS第9号により、IAS第39号の「発生損失」モデルは「予想信用損失」モデルに置き換えられます。新たな減損モデルは、償却原価で測定する金融資産、契約資産及びFVOCIで測定する負債性金融商品への投資に適用されますが、資本性金融商品への投資には適用されません。^a IFRS第9号のもとでは、IAS第39号の場合よりも早く信用損失が認識されます。

償却原価で測定する金融資産は営業債権、現金及び現金同等物、負債性証券です。

IFRS第9号では、損失評価引当金は以下のいずれかにより測定します。

- － 12ヶ月の予想信用損失：報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象に起因する予想信用損失
- － 全期間の予想信用損失：金融商品の残存期間にわたり生じる可能性のあるすべての不履行事象に起因する予想信用損失

当社グループは、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。ただし、以下に関しては、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定しています。

- － 報告日時点で信用リスクが低いと判断された負債性証券
- － 当初認識時から信用リスク（すなわち金融商品の予想残存期間にわたる不履行発生リスク）が著しく増大していないその他の負債性証券及び銀行預金

当社グループは、営業債権及び契約資産の損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択しております。

当社グループは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際、及び予想信用損失を見積る際に、過度のコストや労力を掛けずに入手可能で目的適合性がある、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮します。これには、当社グループの過去の経験や十分な情報に基づいた信用評価に基づく定量的情報と定性的情報及び分析が含まれ、将来予測的な情報も含まれます。

当社グループは、金融資産が30日超期日経過している場合にその信用リスクが著しく増大しているとみなしています。

当社グループは、次のいずれかの場合に金融資産が債務不履行になっていると考えます。

- － 当社グループが担保権の実行（担保がある場合）などを行わなければ、借手が当社グループに対する借入を全額返済する可能性が低い場合
- － 金融資産が90日超期日経過している場合

当社グループは、負債性証券の信用格付が世界的に認知されている定義である「投資適格」相当であれば、その信用リスクは低いと判断しています。当社グループは〔格付機関X〕のBaa3以上、または〔格付機関Y〕のBBB-以上を投資適格とみなしています。

予想信用損失の見積りを行ううえで考慮する最長期間は、当社グループが信用リスクに晒される最長の契約期間です。

予想信用損失の測定

予想信用損失は信用損失を確率加重した見積りです。信用損失はキャッシュ不足額全額（すなわち、契約に従って当社グループに支払われるべきキャッシュフローと当社グループが受け取ると予想するキャッシュフローの差額）の現在価値で測定しております。

予想信用損失は金融資産の実効金利で割り引いています。

IFRS 9.2.1, 9.5.5.1 a. IFRS第9号の減損モデルはリース債権、ローン・コミットメント、金融保証契約にも適用されるが、この企業グループはそれらの項目を有していない。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.16A(a)

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

ii. 金融資産の減損（続き）

信用減損金融資産

当社グループは、各報告日に償却原価で測定される金融資産及びFVOCIで測定される負債性証券について信用減損しているか否かを評価しております。金融資産の将来キャッシュフローの見積りに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合には、金融資産は信用減損しています。

減損の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の帳簿価額の総額から控除します。

FVOCIで測定する負債性証券の損失評価引当金は資産の帳簿価額を減額する代わりにその他の包括利益に認識されます。

IFRS 1.82(ba), 31]

営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）に関連する減損損失は純損益及びその他の包括利益計算書において区分して表示されます。その結果当社グループは、2017年6月30日に終了する6ヶ月の純損益及びその他の包括利益計算書において、IAS第39号に基づき認識した20千ユーロの減損損失を「その他の費用」から「営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）の減損損失」に振り替えました。

その他の金融資産の減損損失はIAS第39号に基づく表示と同様に「金融費用」に表示していますが、重要性を考慮したうえ、純損益及びその他の包括利益計算書において区分して表示しておりません。

新しい減損モデルの影響

IFRS第9号の減損モデルが適用される資産に関しては、一般的に減損損失が増加する可能性が高く、減損損失の変動性が高くなると考えられています。当社グループは、2018年1月1日にIFRS第9号の減損規定を適用した結果、以下のとおり損失評価引当金が増加したと判断しました。

IFRS 7.42P]

千ユーロ

IAS第39号に基づく2017年12月31日現在の損失評価引当金	74
2018年1月1日時点で追加の減損が認識された項目	
2017年12月31日現在の営業債権及びその他の債権	126
IFRS第15号の適用開始時に認識された追加の営業債権	27
IFRS第15号の適用開始時に認識された契約資産	7
負債性証券	13
現金及び現金同等物	1
IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の損失評価引当金	248

IFRS 7.35M, IAS 1.125]

営業債権及び契約資産^a

下記分析では、IFRS第9号の適用開始時における営業債権及び契約資産に関連する予想信用損失の計算についてさらに詳しく説明しています。当社グループは予想信用損失の計算に使用したモデルと仮定の一部が、見積りの不確実性の主な原因であると考えております。

予想信用損失は、過去7年間にわたる信用損失の実績に基づいて計算しています。当社グループは、予想信用損失を卸売顧客とそれ以外の顧客で別々に計算しています。

IAS 34.15, 15C, 16A(a)

- a. これは、主要な仮定及び見積りの不確実性のその他の発生要因についての新たな開示の一例である。この開示はIAS第1号第125項に従いこの企業グループの直近の年次財務諸表では開示されていなかったが、IFRS第9号の適用を受けて新たに開示が行われるようになった。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

[IFRS 7.35M, IAS 1.125]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

ii. 金融資産の減損（続き）

新しい減損モデルの影響（続き）

営業債権及び契約資産（続き）

各グループにおけるエクスポージャーは、共通の信用リスク特性（卸売顧客の場合は信用格付、地域や業種など、その他の顧客の場合は延滞状況、地域、関係の長さや購入した商品の種類など）に基づき区分しています。

信用損失実績は、過去データを収集した期間中の経済状況、現在の状況及び債権の予想残存期間にわたる経済状況に関する当社グループの見通しの間の差異を反映するため、スカラー因子により調整しています。スカラー因子はGDP、失業率の予測及び業界の見通しに基づき、次のように設定されています。

[X国]：1.3、[Y国]：0.9、[Z国]：1.1、[業種A]：1.8

以下の表は、2018年1月1日現在の卸売顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

千ユーロ	相当する外部の信用 格付 [機関Y]	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	減損損失 引当金	信用減損
格付1-6：低リスク	BBB-からAAA	0.2%	3,910	(8)	無
格付7-9：中リスク	BB-からBB+	0.6%	7,381	(44)	無
格付10：要管理	B-からCCC-	2.6%	693	(18)	無
格付11：貸倒懸念	CからCC	24.2%	130	(31)	有
格付12：貸倒	D	44.8%	109	(49)	有
			12,223	(150)	

以下の表は、2018年1月1日現在のその他の顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です。

千ユーロ	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
期日前	0.3%	6,276	(19)	無
1-30日の期日経過	1.1%	1,633	(18)	無
31-60日の期日経過	5.6%	155	(8)	無
61-90日の期日経過	14.6%	61	(9)	無
90日超の期日経過	43.5%	23	(10)	有
		8,148	(64)	

上記の方法は期中報告日においても使用しております。当期中に生じた信用リスクに対する当社グループのエクスポージャーの変動は注記20で説明しています。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号の新たな一般ヘッジ会計モデルを適用することを選択しました。これにより、当社グループは、ヘッジ関係をリスク管理目的及び戦略と整合させること、ヘッジの有効性の評価においてより定性的で将来予測的なアプローチを適用することを求められます。

当社グループは、外貨建ての借入金、債権、売上及び棚卸資産の購入に関し、外国為替レートの変動から生じるキャッシュフローの変動性をヘッジするために為替予約を利用しています。当社グループは、キャッシュフロー・ヘッジ関係のヘッジ手段として為替予約の直物要素の公正価値の変動のみを指定しています。ヘッジ手段の公正価値の変動のうちの有効部分は、資本の独立項目であるキャッシュフロー・ヘッジ・リザーブに累積されます。

IAS第39号では、為替予約の先渡要素（フォワード・ポイント）の公正価値の変動は、純損益に即時に認識されていました。しかし、IFRS第9号では、フォワード・ポイントはヘッジのコストとして区分して会計処理されます。それらはその他の包括利益で認識され、資本の中の独立項目であるヘッジコスト・リザーブに累積されます。

IAS第39号では、すべてのキャッシュフロー・ヘッジに関して、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされた予想キャッシュフローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、組替調整額として純損益に振り替えられていました。しかし、IFRS第9号では、将来の棚卸資産の購入に関連する外貨リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、キャッシュフロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、棚卸資産の認識時にその取得原価に直接含められます。IFRS第9号のもとでは、ヘッジコスト・リザーブに累積された金額についても、同様のアプローチが適用されます。

IFRS第9号のヘッジ会計の規定の適用による調整の影響

ヘッジコストのアプローチを遡及適用したことによる、2017年の開示金額への影響は以下のとおりでした（移行方法の説明に関しては下記(iv)をご参照ください）。

連結財政状態計算書－2017年12月31日

千ユーロ	IAS第39号に 基づく従前の 報告額	調整	2017年 12月31日 修正再表示
資本			
その他の資本の構成要素	449	(26)	423
利益剰余金	12,897	26	12,923
資本合計	34,440	-	34,440

2017年12月31日時点で、当社グループには、購入時にヘッジ会計の対象となっていた棚卸資産の保有はありませんでした。

[IAS 8.28(f)-(g),
IFRS 7.42Q]

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計（続き）

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書－2017年6月30日に終了した6ヶ月

千ユーロ	IAS第39号に 基づく従前の 報告額	調整	2017年 6月30日に 終了した 6ヶ月について 修正再表示
純損益	51,593	(7)	51,586
収益	(1,002)	(5)	(1,007)
金融費用	(744)	3	(741)
税金費用	2,533	(9)	2,524
当期純利益			
その他の包括利益			
その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目			
ヘッジコスト・リザーブー公正価値の変動	-	10	10
ヘッジコスト・リザーブー純損益への振替え	-	2	2
関連する法人所得税	(53)	(3)	(56)
その他の包括利益（税引後）	419	9	428
当期包括利益合計	2,530	-	2,530

ヘッジコストのアプローチを適用したこと、また、キャッシュフロー・ヘッジ損益を棚卸資産の取得原価に含める会計方針の変更を行ったことによる、2018年6月30日に終了した6ヶ月の開示金額への影響は以下のとおりでした。

要約連結財政状態計算書－2018年6月30日

千ユーロ	調整
資産	
繰延税金資産	(4)
非流動資産	(4)
棚卸資産	12
流動資産	12
資産合計	8
資本	
その他の資本の構成要素	(34)
利益剰余金	26
資本合計	(8)

[IAS 8.28(f)-(g)]

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(a)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

4. 重要な会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iii. ヘッジ会計（続き）

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書－2018年6月30日に終了した6ヶ月

千ユーロ	調整
純損益	
収益	(6)
金融費用	(36)
税金費用	13
当期純利益	(27)
その他の包括利益	
その後に純損益に振り替えられる可能性のある項目	
ヘッジコスト・リザーブー公正価値の変動	34
ヘッジコスト・リザーブー純損益への振替え	8
関連する法人所得税	(13)
当期その他の包括利益（税引後）	27
当期包括利益合計	-

2018年6月30日及び2017年6月30日に終了した6ヶ月の当社グループの基本的または希薄化後1株当たり当期純利益に対する重要な影響はありませんでした。

iv. 移行

IFRS第9号の適用による会計方針の変更は遡及適用しています。ただし、以下の場合を除きます。

- － 当社グループは、分類及び測定（減損を含む）規定に関して過年度の比較情報を修正再表示しないことを認める例外規定を適用しています。そのため、フォワード・ポイントをヘッジのコストとして会計処理するアプローチの遡及適用についてのみ比較期間を修正再表示しています。IFRS第9号の適用によって生じた金融資産及び金融負債の帳簿価額の差額は2018年1月1日時点の利益剰余金及びその他の資本の構成要素に認識しています。そのため、2017年について表示されている情報は一般にIFRS第9号ではなくIAS第39号の規定を反映しています。
- － 適用開始日現在の事実及び状況に基づき以下の評価を実施しました。
 - 金融資産が保有されている事業モデルの判定
 - FVTPLで測定する特定の金融資産及び金融負債の指定及び従前の指定の取消し
 - 売買目的保有ではない資本性金融商品への投資をFVOCI区分に指定すること
- － IFRS第9号の適用開始日時点において、負債性証券への投資の信用リスクが低い場合には、当社グループは、その資産の信用リスクが当初認識以降著しく増大していないものとみなしています。
- － 2017年1月1日時点で存在したまたはそれ以降に指定したヘッジ関係に遡及適用されている、フォワード・ポイントをヘッジのコストとして会計処理するアプローチを除いて、ヘッジの会計方針の変更は将来に向かって適用されています。
- － 2017年12月31日時点においてIAS第39号に基づき指定されていたすべてのヘッジ関係は、2018年1月1日時点においてIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たしていたため、ヘッジ関係の継続とみなされています。

[IAS 8.28(f)(iii)]

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

5. 事業セグメント

A. 報告セグメントに関する情報

	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業) ** a	
	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*
千ユーロ						
外部顧客からの収益	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193
セグメント間収益	-	-	159	161	940	2,835
セグメントの税引前純利益（損失）	2,035	2,630	3,449	1,101	(158)	(458)

IAS 34.16A(g)(i)

IAS 34.16A(g)(ii)

IAS 34.16A(g)(iii)

	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業) ** a	
	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*
千ユーロ						
セグメント資産 ^b	39,054	25,267	21,025	16,003	-	13,250
セグメント負債 ^b	37,399	26,907	9,875	14,316	-	2,959

IAS 34.16A(g)(iv)

IAS 34.16A(g)(iv)

IFRS 8.29

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き（注記4参照）、比較情報の修正再表示は行っておりません。

また、当社グループは2018年6月30日に終了する6ヶ月にPapyrus社を取得した際に（注記21を参照）、内部組織及び事業セグメントの構成を変更したため、報告セグメントが変更されました。したがって、当社グループは2017年6月30日に終了した6ヶ月及び2017年12月31日に終了した事業年度について従前に報告した事業セグメント情報を修正再表示しています。

** 注記7を参照

IAS 34.16A(g)(vi)

B. 報告セグメントの純損益の調整表

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2018年	2017年 修正再表示*
報告セグメントの税引前純利益合計額	5,964	4,454
その他のセグメントの税引前純利益	385	98
セグメント間利益の相殺消去	(1,695)	(1,235)
非継続事業の消去	158	458
未配分の金額：		
－ その他の全社費用	(886)	(510)
税引前純利益	3,926	3,265

* 注記5(A)(*)及び注記7を参照

報告セグメント

森林事業		木材製品事業		研究開発事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 6月30日
1,925	1,823	1,504	1,493	-	-	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779
1,341	1,338	923	962	438	497	3,801	5,793	444	383	4,245	6,176
708	508	(120)	640	50	33	5,964	4,454	385	98	6,349	4,552

森林事業		木材製品事業		研究開発事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日 修正再表示*	2018年 6月30日	2017年 12月31日
20,046	16,942	4,521	3,664	2,323	1,946	86,969	77,072	6,398	3,683	93,367	80,755
4,769	7,097	1,236	1,456	169	158	53,448	52,893	237	454	53,685	53,347

- IAS 34.16A(g)(v) a. この企業グループは、非継続事業である包装事業を事業セグメントとして表示している。包装事業が事業セグメントの定義を満たさなかった場合は、セグメントの開示には含めず、セグメント区分の基礎について直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述を開示することになる。
- IAS 34.16A(g)(iv) b. この企業グループは、すべての報告セグメントについてセグメント資産及びセグメント負債の金額を開示しているが、これらの金額の開示は、企業の最高意思決定者に定期的に提供されており、かつその報告セグメントについて直前の年次財務諸表で開示した金額から重要な変動があった場合にのみ要求される。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

6. 収益

IFRS 15 113.(a)]

当社グループの事業及び主な収益源は直近の年次財務諸表に記載したとおりです（当報告期間中に廃止した事業については注記7を参照）。当社グループの収益は、顧客との契約によるものです（ヘッジ会計に関連する重要性の低い金額を除きます）。

IFRS第15号の適用開始による当社グループの期中財務諸表への影響と内容については注記4で開示しております。

A. 収益の分解

IAS 34.16A(f),
IFRS 15.114-115

下記の表では、収益を主要な市場地域、主要製品及びサービスライン、また収益認識の時期に分けて表示しています。この表には、分解した収益と当社グループの報告セグメントとの調整表も含めています（注記5参照）。 a, b, c

6月30日に終了する6ヶ月 千ユーロ	報告セグメント					
	非再生紙事業		再生紙事業		包装事業 (非継続事業)	
	2018年	2017年*	2018年	2017年*	2018年	2017年*
主要な市場地域						
欧州	27,773	29,819	10,886	8,934	6,034	18,786
米国	6,943	6,995	2,721	2,096	1,509	4,407
	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193
主要製品/サービスライン						
普通紙	27,773	29,451	10,886	8,824	-	-
受注製造の紙製品	6,943	7,363	2,721	2,206	-	-
森林管理サービス	-	-	-	-	-	-
木材製品	-	-	-	-	-	-
包装材等	-	-	-	-	7,543	23,193
	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193
収益の認識時期						
一時点で移転される製品	27,773	36,814	10,886	11,030	7,543	23,193
一定の期間にわたり移転される製品及びサービス	6,943	-	2,721	-	-	-
	34,716	36,814	13,607	11,030	7,543	23,193

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

IFRS 15.114, B88,
IE210-IE211

a. この開示において収益をどの程度分解するかは企業が有する顧客との契約の事実及び状況によって変わる。収益の分解に関するIFRS第15号第114項の目的を達成するために複数のカテゴリーを設けなければならない場合もあれば、1つのカテゴリーだけで目的を達成できる場合もある。

IFRS 15.115

b. 企業は、財務諸表の利用者が分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（企業がIFRS第8号を適用している場合）の間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示しなければならない。

報告セグメント

森林事業		木材製品事業		報告セグメント合計		その他のセグメント		合計	
2018	2017*	2018	2017*	2018	2017*	2018	2017*	2018	2017*
1,540	1,477	1,203	1,209	47,437	60,226	622	345	48,059	60,571
385	346	301	284	11,859	14,127	155	81	12,015	14,208
1,925	1,823	1,504	1,493	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779
-	-	-	-	38,659	38,275	-	-	38,659	38,275
-	-	-	-	9,665	9,569	-	-	9,665	9,569
1,925	1,823	-	-	1,925	1,823	-	-	1,925	1,823
-	-	1,504	1,493	1,504	1,493	-	-	1,504	1,493
-	-	-	-	7,543	23,193	777	426	8,320	23,619
1,925	1,823	1,504	1,493	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779
-	-	1,504	1,493	47,706	62,961	350	192	48,056	63,153
1,925	1,823	-	-	11,590	11,392	428	234	12,018	11,626
1,925	1,823	1,504	1,493	59,296	74,353	777	426	60,073	74,779

IFRS 15.B89

c. 分解した収益を開示するにあたり適切となるカテゴリーには次のようなものがある（これらに限らない）。

カテゴリーの種類	例
財またはサービスの種類	主要な製品ライン
地域	国または地域
市場または顧客の種類	政府系顧客と民間顧客
契約の種類	固定価格契約とT&M（time-and-materials）契約
契約期間	短期契約と長期契約
財またはサービスの移転時期	顧客への財・サービスの一時点での移転と一定期間にわたる移転
販売ルート	直接販売と間接販売

IAS 34.8(e)

IAS 34.15, 15C,
[IFRS 15.116-118]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

6. 収益（続き）

B. 契約残高^a

下記の表では、顧客との契約から生じる債権、契約資産及び契約負債についての情報を提供しています。

千ユーロ	注記	2018年6月30日	2018年1月1日*
「営業債権及びその他の債権」に含められている債権		20,330	19,375
「売却目的で保有する資産」に含められている債権	14	1,385	-
契約資産		1,316	782
契約負債		(148)	(117)

* 当社グループは、IFRS第15号の適用開始による累積的影響を2018年1月1日現在の期首残高の調整として認識しております。

契約資産は、受注製造の紙製品に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に主に関係しています。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。契約負債は、収益が一定期間にわたり認識される保管設備及び倉庫の建設に関して顧客から受領した前受対価に主に関係するものです。

期首時点で契約負債に認識された117千ユーロは、その全額が2018年6月30日に終了する6ヶ月の収益として認識されています。

過去の期間に充足された（または部分的に充足された）履行義務に関して2018年6月30日に終了する6ヶ月に認識された収益の金額は8千ユーロです。これは主に、保管設備及び倉庫建設の進捗度の見積りが変更されたためです。

C. 事業の季節性

当社グループの森林事業セグメントは、天候による季節的変動の影響を受けます。特に、松の栽培及び主要な営業地域における関連サービスの提供は、冬季（主に1月から3月）の天候の影響を受けます。当社グループでは冬季の需要に応じた在庫管理を行うことにより、季節的な影響を最小限にするよう努めていますが、このセグメントの上半期の収益及び業績は通常、下半期とくらべて低調となります。

2018年6月30日に終了した12ヶ月において、森林事業のセグメント収益は6,486千ユーロ（2017年6月30日に終了した12ヶ月：6,280千ユーロ）であり、税引前報告セグメント純利益は1,184千ユーロ（2017年6月30日に終了した12ヶ月：1,687千ユーロ）でしたb。

IAS 34.16A(b)

IAS 34.21

IAS 34.15, 15C

a. IAS第34号では明示的に要求されていないものの、この企業グループは期中報告期間に生じたグループの財政状態及び経営成績の変動を理解するうえで関連があるとの考えからこの開示を行っている。

IAS 34.21

b. 季節的要因の大きい事業を営む企業は、以下の追加的情報を開示することが奨励されている。

- － 期中報告日に終了する12ヶ月間の財務情報
- － その12ヶ月間の比較情報

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業^a

2018年2月に当社グループは、包装事業セグメントを売却処分しました（注記5を参照）。当社グループの経営陣は2018年の初頭に、当社グループの主力事業である印刷産業用紙、林業、及び木材製品の分野に注力するという戦略に従い、この事業セグメントの売却計画を確約しました。

包装事業セグメントは、従来は非継続事業にも売却目的保有にも分類されていなかったため、非継続事業が継続事業から分離されるように、比較要約連結純損益及びその他の包括利益計算書を修正再表示しています。

この処分後、当社グループは当該非継続事業から引き続き包装材を購入しています。グループ内取引は連結上すべて相殺消去していますが、経営陣は財務諸表の利用者にとって当該情報が有用であると考え、処分前の継続事業と非継続事業の間の取引の消去について、これらの取引が処分後も継続することを反映することを選択しました。

このため、経営陣は処分前に行われたセグメント間の売上（未実現利益控除後）及びそれらに起因するコストを当該非継続事業の業績から消去しています。非継続事業からの購入が処分後も継続することから、継続事業が処分前に行ったセグメント間の購入は継続事業において残存しています。

IAS 34.16A(i)
Insights 5.4.230

[IFRS 5.33(b)(i)]

[IFRS 5.33(b)(i)]

[IFRS 5.33(b)(i)]

[IFRS 5.33(b)(i)]

[IFRS 5.33(b)(i)]

[IFRS 5.33(b)(iii)]

[IFRS 5.33(b)(iii)]

[IFRS 5.33(b)(iv)]

[IFRS 5.33(a)]

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2018年	2017年
A. 非継続事業の業績^b		
収益	8,483	26,028
セグメント間収益の消去	(940)	(2,835)
外部からの収益	7,543	23,193
費用	(8,641)	(26,486)
セグメント間の売上に関連する費用の消去	936	2,827
外部への費用	(7,705)	(23,659)
営業活動による業績	(162)	(466)
法人所得税	25	44
営業活動による業績（税引後）	(137)	(422)
非継続事業の売却益	846	-
非継続事業の売却益に係る法人所得税	(330)	-
非継続事業からの純利益（損失）（税引後）	379	(422)
基本的1株当たり利益（ユーロ） ^c	0.12	(0.14)
希薄化後1株当たり利益（ユーロ） ^c	0.11	(0.14)

IAS 34.15C, 16A(i)

a. 企業は、期中報告期間における企業構成の変化の影響を開示する。
IAS第34号では明確に要求されていないが、この企業グループは、IFRS第5号により年次財務諸表で要求される情報も開示している。適切な開示の程度は、非継続事業の重要性によって異なる。

Insights 5.4.230.40

b. KPMGの見解では、相殺消去をどのように継続事業と非継続事業に帰属させるべきかIFRS第5号で明確にされていないことを考慮し、財務諸表の利用者にとって有用である場合は、企業は継続事業と非継続事業の間の取引の継続を反映するように継続事業と非継続事業の間の取引を表示することができる。純損益及びその他の包括利益計算書または注記のいずれかにおいて追加的な開示を表示することが適切な場合もある。KPMGの経験では、純損益及びその他の包括利益計算書上で追加的な開示を行う場合、分解情報を当該計算書の一部として表示するべきか、当該計算書の総計に並べて追加的な開示として表示するべきか、判断が要求される。純損益及びその他の包括利益計算書の注記で非継続事業の追加的な分析を説明することを含め、グループ内取引の相殺消去に用いられたアプローチを明瞭に開示することも必要となる。

IAS 33.68

c. 非継続事業に係る基本的及び希薄化後の1株当たり金額は、純損益及びその他の包括利益計算書上で開示することもできる。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

7. 非継続事業（続き）

A. 非継続事業の業績（続き）

[IFRS 5.33(d)]

非継続事業からの当期純利益379千ユーロ（2017年：422千ユーロの損失）は、すべて当社の所有者に帰属するものです。継続事業からの利益は2,811千ユーロ（2017年：2,524千ユーロ）で、そのうち2,674千ユーロ（2017年：2,022千ユーロ）が当社の所有者に帰属するものです。

[IFRS 5.33(c), 34]

B. 非継続事業からの（への）キャッシュフロー^a

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2018年	2017年
営業活動への正味キャッシュフロー	(225)	(910)
投資活動からの正味キャッシュフロー	10,890	-
当期正味キャッシュフロー	10,665	(910)

[IAS 7.40(d)]

C. 事業の処分による当社グループの財政状態への影響

千ユーロ	注記	
有形固定資産	15	(7,986)
棚卸資産		(134)
営業債権及びその他の債権		(3,955)
現金及び現金同等物		(110)
繰延税金負債		110
営業債務及びその他の債務		1,921
純資産及び負債		(10,154)
現金による事業処分の対価		11,000
処分された現金及び現金同等物		(110)
正味キャッシュ・インフロー		10,890

[IAS 7.40(a)-(b)]

IAS 34.16A(c)

8. その他の収益または費用

A. 政府補助金^b

当社グループは政府補助金の付与を受けており、2017年に420千ユーロを受領しました。この補助金は、当社グループが特定のリサイクル目標を達成することを条件とするものでした。当社グループは補助金の条項に従い、特定の量のリサイクルパルプ及び再生紙を購入し、リサイクルしなければなりません。

2018年6月30日に終了した6ヶ月において当該補助金に付された条項が満たされ、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、当該補助金について、「その他の収益」に認識しています。

B. 地震関連費用^b

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、[国名]の製造設備の付近で発生した地震による費用を219千ユーロ計上しています。当該費用は、製造設備の調査及び損傷した設備の除却に関連するものです。これらの金額は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含まれています。

IAS 7.10, IFRS 5.33(c), Insights 5.4.220.50

- a. KPMGの見解では、IFRS第5号及びIAS第7号の規定を満たす方法は多数存在する。この企業グループの場合は、以下を選択している。
- すべてのキャッシュフローを合計額で表示した（すなわち、継続事業と非継続事業の両方が含まれる）キャッシュフロー計算書を表示する。
 - 非継続事業に関連する金額を営業活動、投資活動及び財務活動に分けて注記で開示する。
- 非継続事業に係る営業活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローをキャッシュフロー計算書で区分して表示することもできる。
- b. これは、資産、負債、資本、純利益またはキャッシュフローに影響を与える事項で、その内容、規模または頻度からみて異例な事項の内容及び金額に関する開示の一例である。

IAS 34.16A(c)

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

9. 株式に基づく報酬契約^a

A. 株式に基づく報酬契約の概要

IAS 34.15

2018年6月30日現在で、当社グループは以下の株式に基づく報酬契約を締結しています。

[IFRS 2.45(a)]

i. スtock・オプション制度（持分決済型）

2014年1月1日及び2017年1月1日に当社グループは、経営幹部に対して当社株式を購入する権利を付与するストック・オプション制度を導入しました。また、2018年1月1日にも、経営幹部及び上級従業員に対して、類似した条項の権利を付与しました。これらのストック・オプション制度においては、権利確定したオプションの保有者は、権利付与日の市場価格で株式を購入することができます。現在、これらのストック・オプション制度は経営幹部及び上級従業員にのみ限定されています。

すべてのストック・オプションは株式の引渡しにより決済されます。2018年6月30日に終了する6ヶ月に付与されたストック・オプションの契約条項は以下のとおりです。

付与日、付与された従業員	付与数（千）	権利確定条件	オプション契約の有効期間
2018年1月1日に経営幹部に付与されたストック・オプション	225	付与日から3年間の勤務及びこの期間における各年度の営業利益の5%増加	10年
2018年1月1日に上級従業員に付与されたストック・オプション	100	付与日から3年間の勤務	10年

[IFRS 2.46-47(a)(i),
IAS 1.125]

付与するストック・オプションの対価として受領した勤務の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて測定したストック・オプションの公正価値に基づいています。

ii. 代替報酬（持分決済型）

Papyrus社の取得に伴い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬を、有効期間が権利確定日から9年間である当社グループの持分決済型の株式に基づく報酬150千と交換しました（注記21を参照）。

[IFRS 2.47(a)(i)]

代替報酬の付与日（企業結合の取得日）における公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しています。

iii. 株式購入制度（持分決済型）

[IFRS 2.44-45(a)]

2018年1月1日に当社グループは、従業員のうち26名に対し、従業員株式購入制度に参加する機会を提供しました。この制度に参加するためには、各従業員は36ヶ月間にわたって、月額300ユーロを上限として月給総額の5%に相当する金額を積立てなければなりません。この制度の契約条項に従い、3年経過時に従業員は、権利付与日の市場価格より20%低い価格でその積立を用いて株式を購入する権利を獲得します。36ヶ月間継続して月給総額の規定額を積み立てた在籍中の従業員のみが、株式を購入する権利を与えられることになります。36ヶ月間が経過する前に退職する従業員、規定額を積み立てなかった従業員、または自身の株式購入オプションを行使しないことを選択する従業員（例：株価が行使価格を下回った場合）は、積立額の返還を受けることになります。

株式購入制度において従業員が株式を購入するためには積立条件を満たす必要がありますが、これは権利確定条件以外の条件に該当します。この条件は、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて割引評価する方法を適用することにより、付与日における公正価値に組み込んでいます。この割引は、過去の経験に基づき、従業員が積立を中止する可能性を見積り、算定しています。

IAS 34.15

- a. IAS第34号では明確に要求されていないものの、株式に基づく報酬取引が当期中報告期間の企業の状況を理解する上で重要な場合がある。この企業グループでは、当期中報告期間の株式に基づく報酬取引に関する詳細、及び直近の年次財務諸表からの変動について開示を行っている。期中報告期間を理解するための適切な開示の程度は、事象及び取引の重要性によって異なる。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

9. 株式に基づく報酬契約（続き）

A. 株式に基づく報酬契約の概要（続き）

[IFRS 2.45(a)]

iv. 株式増価受益権（現金決済型）

当社グループは、3年間勤務した従業員に現金の支払いを受ける権利を付与する、株式増価受益権（share appreciation rights, SARs）を2018年1月1日に300千付与しました。SARsは付与日より5年経過後に失効します。現金支払額は、権利付与日と権利行使日の間の当社の株価の増加に基づいて算定されます。

[IFRS 2.47(a)(i)]

付与日におけるSARsの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しています。従業員給付債務に分類された負債の公正価値については、各報告日及び権利確定日に再測定しています。

B. 付与日の公正価値の測定

[IFRS 2.52]

株式に基づく報酬制度の付与日の公正価値測定に用いたインプットは以下のとおりです。

[IFRS 2.47(a)]

	ストック・オプション制度				株式増価 受益権 (a)(iv)を 参照)
	主要な経営陣 (a)(i)を 参照)	上級従業員 (a)(i)を 参照)	代替報酬 (a)(ii)を 参照)	株式購入制度 (a)(iii)を 参照)	
付与日の公正価値	€3.54	€3.14	€3.81	€4.02	€2.82
付与日の株価	€10.10	€10.10	€10.30	€10.10	€10.10
行使価格	€10.10	€10.10	€10.30	€8.08	€10.10
予想ボラティリティ（加重平均）	40.1%	40.1%	42.4%	43.3%	43.3%
オプション期間（見積加重平均期間）	8.6年	5.4年	5.9年	4.0年	4.0年
見積配当額	3.2%	3.2%	3.2%	n/a	3.2%
リスクフリー・レート（国債に基づく）	3.9%	3.8%	3.9%	3.9%	4.4%

予想ボラティリティは平均株価実績ボラティリティを考慮して見積っています。

10. 従業員給付^a

IAS 34.15, 16A(d)

〔国名〕において多数の従業員に対する年金制度を改訂した結果、2018年6月30日に終了した6ヶ月に、当社グループの確定給付負債は100千ユーロ減少しました（2017年6月30日に終了した6ヶ月：なし）。この制度改訂により生じた負の過去勤務費用100千ユーロは、2018年6月30日に終了した6ヶ月の要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「一般管理費」に含まれています。

IAS 19.99, BC59,
IAS 34.B9,
Insights 5.9.150

- a. 期中報告目的で確定給付負債（資産）の純額を再測定する必要があるか否かの判定には判断が要求され、再測定の潜在的な重要性によって決まる。ただし、制度資産及び負債の測定の更新は、制度の改訂、縮小または決済が認識された際に要求される。また、市場が大きく変動した場合、確定給付負債（資産）の純額を再測定するために数理計算上の評価を更新しなければならない場合がある。この企業グループは、制度改訂を原因として確定給付負債の純額を期中報告期間において再測定しており、関連する開示を行っている。期中報告期間における適切な開示の程度は重要性によって異なる。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15

IAS 34.30(c)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

11. 税金費用^a

税金費用は、当事業年度の加重平均年次税率の経営陣による最善の見積りを、当期中報告期間の税引前純損益に乗じた金額に基づいて認識し、期中報告期間に全額が認識される特定の項目に係る税効果を調整しています。このため、期中財務諸表の実効税率は、経営陣による年次財務諸表の実効税率の見積りとは異なる可能性があります。

2018年6月30日に終了した6ヶ月における継続事業に係る当社グループの連結実効税率は、28%（2017年6月30日に終了した6ヶ月：23%）です。実効税率の変動の主な要因は以下のとおりです。

- － 「[国名]」の過年度における税務上の優遇措置が2017年下半年期において廃止され、今後は適用されないと見込まれます。
- － 2018年3月31日に、従来当社グループの関連会社であったPapyrus社が子会社となりました（注記21を参照）。Papyrus社は税率が他より高い税務管轄地域で事業を営んでおり、Papyrus社から生じる純損益は従来、持分法のもとで「税引後」の金額で表示していました。この影響は、当事業年度の加重平均年次税率を決定する際に考慮されました。
- － 2018年4月に、当社グループの課税所得の50%が稼得されている「[国名]」の税率が3%増加しました。この新たな税率は、2018年5月1日以後に稼得された課税所得に対して適用されます。
- － 2018年6月30日に終了した6ヶ月において、子会社「[社名]」における移転価格に関する調整により、「[社名]」と当社グループとの税率の相違に伴う追加的な税金費用が生じています。当社グループは当期中報告期間においてこの債務を認識しました。
- － 2018年6月30日に終了した6ヶ月において、過年度の納税申告に関連する税額調整を全額認識しました。これらの費用は、特定の管轄地域における更正期間中の申告税額の税務当局による調査に関連したものです。

IAS 34.15

- a. IAS第34号では明確に要求されていないが、これは、当期中報告期間を理解する上で重要なために、開示が提供される事象及び取引の一例である。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

12. 調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）^a

経営陣は、連結レベルで業績をモニタリングしており、調整後EBITDAが当社グループの経営成績を理解するのに役立つと考えているため、調整後EBITDAを業績指標として表示しています。調整後EBITDAの定義は、直近の年次財務諸表における定義と同様です。

調整後EBITDAはIFRSにおいて業績指標として定義されていません。調整後EBITDAの当社グループの定義は、他の企業による類似する名称の業績指標及び開示と比較できない可能性があります。

継続事業に係る純利益と調整後EBITDAの調整表

千ユーロ	6月30日に終了する6ヶ月	
	2018年	2017年 修正再表示*
継続事業に係る純利益	2,811	2,524
税金費用	1,115	741
税引前純利益	3,926	3,265
調整：		
－ 金融費用純額	460	662
－ 減価償却	2,435	2,490
－ 償却	295	355
－ 有形固定資産に係る減損損失（の戻入れ）	(393)	1,123
－ のれんに係る減損損失	116	-
－ 無形資産に係る減損損失（の戻入れ）	(100)	285
－ 処分グループの再測定に係る減損損失	25	-
－ 持分法による投資利益（税引後）	(233)	(278)
調整後EBITDA	6,531	7,902

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。

IAS 34.10, IAS 1.55A, a. 調整後EBITDAがこの企業の業績を理解するのに役立つと経営陣が考えているため、この企業グループはこの指標を開示している。この開示は例示目的でのみ記載しているものである。

85A–85B, BC38G

企業が追加の小計を財政状態計算書または純損益及びその他の包括利益計算書において表示する場合には、当該小計は次のようなものとする。

- － IFRSに従って認識及び測定される金額からなる表示項目で構成する。
- － 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- － 期間ごとの継続性がある。
- － 財政状態計算書及び純損益及びその他の包括利益計算書で他の小計及び合計よりも目立つ表示はしない。
- － 純損益及びその他の包括利益計算書において追加的に表示する小計について、IAS第1号で要求されている小計または合計と調整する。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(a)

13. 棚卸資産

A. 棚卸資産の評価減^a

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、化学変化により劣化が生じたため、当社グループは製品の評価減258千ユーロを計上しました。この評価減は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています。2017年6月30日に終了した6ヶ月において、棚卸資産に係る評価減は認識されませんでした。

B. 生物資産からの振替え^a

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、1,131千ユーロの伐採された木材が棚卸資産に振り替えられました（2017年：985千ユーロ）。

[IFRS 15.B25]

C. 返品された財を回収する権利

IFRS第15号の適用後、2018年6月30日現在で返品された財を回収する権利572千ユーロを棚卸資産に含めております（注記4参照）。これらは販売した棚卸資産の従前の帳簿価額から、それらの棚卸資産の回収に要すると予想されるコストを控除した金額を参照して測定しております。

IAS 34.16A(i),
[IFRS 5.38, 41]

14. 売却目的で保有する処分グループ^b

当社グループの経営陣は2018年6月に、非再生紙事業セグメント内の製造設備の一部を売却するという計画を確認しました。そのため、この設備の一部を売却目的保有の処分グループとして表示しています。この処分グループの売却に向けた取組みはすでに開始されており、2019年4月までに売却することが見込まれています。

2018年6月30日現在、この処分グループは以下の資産12,891千ユーロと負債3,650千ユーロから構成されています。

千ユーロ	注記	
有形固定資産	15	8,756
棚卸資産		2,750
営業債権及びその他の債権		1,385
営業債務及びその他の債務		(3,650)
		9,241

IAS 34.15B(b)

処分グループの帳簿価額を、売却コスト控除後の公正価値まで評価減したことによる25千ユーロの減損損失は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含まれています^a。

IAS 34.15B

a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.16A(i)

b. 企業は、期中報告期間における企業構成の変化の影響を開示する。IAS第34号では明確に要求されていないものの、この企業グループは、年次財務諸表で要求される、売却目的で保有する非流動資産及び非流動負債の詳細を開示している。適切な開示の程度は、売却目的で保有する非流動資産及び非流動負債の重要性によって異なる。非現金資産の所有者への分配の開示例については、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドー開示例」（2017年9月版）のAppendix IVを参照。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(d)

15. 有形固定資産

A. 取得及び処分

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、当社グループが取得した資産のコストは12,156千ユーロ（2017年6月30日に終了した6ヶ月：2,315千ユーロ）でした。この金額には、資産計上された借入コストは含まれませんが、企業結合（注記21を参照）により取得した資産1,955千ユーロ（2017年6月30日に終了した6ヶ月：なし）は含まれています。さらに当社グループは、新しい工場を建設する目的で土地を取得しました。この土地の取得にかかったコストは1,100千ユーロでした。当社グループはこの新しい工場の建設を開始しており、当期中報告日までに発生したコストは682千ユーロでした。

帳簿価額7,986千ユーロの資産を非継続事業の一部として処分しました（注記7を参照）。2018年6月30日に終了した6ヶ月において帳簿価額1,151千ユーロ（2017年6月30日に終了した6ヶ月：381千ユーロ）のその他の資産を処分した結果、26千ユーロ（2017年6月30日に終了した6ヶ月：25千ユーロ）の処分益を計上しました。これは要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の収益」に含まれています。帳簿価額8,756千ユーロ（2017年6月30日に終了した6ヶ月：なし）の資産を売却目的保有の資産に振り替えました（注記14を参照）。

IAS 34.15B(b), 16A(d)

[IAS 36.130(a)–(d)]

B. 新製品に関連する減損損失の戻入れ^a

非再生紙事業セグメントにおける新製品の製造に対する規制当局による規制に伴い、当社グループは2017年に、関連する製造ラインの回収可能価額の評価を行いました。

この製造ラインは、2018年に販売を予定していた最先端の新製品に関連するものでしたが、2017年の規制当局の検査において当該製品が特定の環境基準を満たしていないことが判明したことから、製造工程の大幅な変更を余儀なくされました。その結果、生産は保留され、販売開始予定日は延期されました。

[IAS 36.130(e)]

そのため、経営陣は2017年にCGU（製造ライン）の回収可能価額を見積りました。回収可能価額は、製造ラインが2017年8月に稼働すると仮定した使用価値に基づいて見積りました。2017年に行われた評価では、製造ラインの帳簿価額は回収可能価額である1,083千ユーロより大きいと判断し、2017年12月31日に終了した事業年度に1,408千ユーロの減損損失を認識しました。有形固定資産に係る損失は1,123千ユーロ、資産計上された開発費に係る損失は285千ユーロでした（注記16を参照）。

[IAS 36.130(a)–(e)]

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、回収計画に一定の変更が生じたことから、当社グループは見積りを再評価し、回収可能価額は1,576千ユーロと算定されました。その結果、当初認識した減損損失のうち493千ユーロを戻し入れ、このうち有形固定資産に関するものは393千ユーロ、資産計上された開発費に関するものは100千ユーロでした。

IAS 34.15B(b), 15C, 16A(d), B35–B36

a. IAS第34号は、見積りの変更の内容及び金額を開示することを要求している。また、減損損失及び減損損失の戻入れは、重要である場合にIAS第34号により開示が義務付けられる事象及び取引の例である。IAS第34号で明確に要求されていないが、この企業グループは、期中報告期間に行われる指標に基づく減損テストに関して、IAS第36号「資産の減損」により年次財務諸表で要求される情報を開示している。また、IAS第36号で求めている割引率以外の開示はのれんを含むCGUまたは耐用年数を確定できない無形資産に対してのみであるが、この企業グループは、資産及びCGUの回収可能価額の算定に用いる主要な仮定（割引率及び永久成長率）を開示している。期中報告期間における適切な開示の程度は、企業の状況により異なることがある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(b), 16A(d)

15. 有形固定資産（続き）

[IAS 36.126(a)–(b)]

B. 新製品に関連する減損損失の戻入れ（続き）

減損損失及びその後の戻入れは、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています^a。

[IAS 36.130(g)]

使用価値は、税引前の割引率10.5%（2017年：9.8%）及び2024年以降の永久成長率3%（2017年：3%（2023年以降））を用いて見積りました。

C. 投資不動産への振替え^b

帳簿価額600千ユーロの建物について、当社グループはもう使用しておらず、第三者に賃貸すると決定したため、2018年6月30日に終了した6ヶ月において投資不動産に振り替えています。

この振替えの直前に、当社グループはこの不動産を公正価値で再測定し、200千ユーロの利得をその他の包括利益で認識しています。

IAS 34.15B(e)

D. 資本的支出のコミットメント

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、当社グループは有形固定資産を1,465千ユーロで購入する契約を締結しました（2017年6月30日に終了した6ヶ月及び2017年12月31日に終了した事業年度：なし）。引渡しは2019年3月に行われる予定です。

16. 無形資産及びのれん

IAS 34.15B(b), 16A(d),
[IAS 36.126(a)–(b)]

A. 新製品に関連する減損損失の戻入れ

注記15に記載されているとおり、当社グループは2017年12月31日に終了した事業年度に、普通紙事業セグメントにおける新製品の製造ラインに関連する資産計上された開発費について、減損損失285千ユーロを認識しました。このうち100千ユーロを、2018年6月30日に終了した6ヶ月に戻し入れました。

IAS 34.15B(b), 16A(d)

B. 木材製品に関連する減損損失

木材製品事業セグメントにおいて2018年6月30日に終了した6ヶ月に損失が生じたことにより（注記5を参照）、当社グループは当該セグメントを構成するCGUのグループの回収可能価額を評価しました。

[IAS 36.130(e)]

CGUのグループの帳簿価額は回収可能価額である3,654千ユーロより高いと算定されたため、116千ユーロの減損損失（2017年6月30日に終了した6ヶ月：なし）を認識しました。減損損失はすべてののれんに配分し、木材製品セグメントに含まれるのれんは960千ユーロに減額されました。この減損損失は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含めています。

[IAS 36.134(c)]

このCGUのグループの回収可能価額は、それらの使用価値に基づいて、独立の鑑定人の支援を受けて算定しました。

IAS 36.126,
Insights
3.10.430.20–30

- a. 企業が費用を機能別に分類している場合、損失を適切な機能に配分しなければならない。KPMGの見解では、減損損失を機能に配分できない場合、重要であれば独立の表示項目（例：のれんの減損）として「その他の費用」に含めて計上し、追加的情報を注記で開示しなければならない。KPMGの見解では、公表される期中財務諸表で認識される減損損失は、以下の両方に該当する場合であっても、年次財務諸表と同じ表示項目に計上しなければならない。

- 資産が事後に売却される。
- 処分時の利得または損失が年次財務諸表上、減損損失とは別の表示項目に含まれている。

IAS 34.15B

- b. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

16. 無形資産及びのれん（続き）

B. 木材製品に関連する減損損失（続き）

[IAS 1.125, 36.134(d),
134(f)]

使用価値は、これらのCGUのグループの使用を継続することによって獲得することが予想される将来キャッシュフローを割り引いて算定しました。2018年6月30日時点の使用価値は2017年12月31日に行われたのれんの減損テストと同様に、以下の主要な仮定に基づいて算定しました。

- 適用した税引前割引率9.6%（2017年：10.0%）は、関連する市場において政府が発行した、CGUのキャッシュフローと同一通貨建の10年物国債の利率を基に、株式投資によるリスクの増加及びCGUに固有のシステムティック・リスクを反映するリスク・プレミアムを調整しています。
- 割引キャッシュフロー・モデルには、5年間のキャッシュフローが含まれます。長期成長率に基づく永久成長率1.8%（2024年以降）（2017年：2.0%（2023年以降））は、CGUが事業を行う国の名目GDP率と、経営陣が予測するEBITDAの長期年間平均成長率とのいずれか小さいほうにより決定しています。
- 適用した今後5年間の平均予想EBITDA成長率8.0%（2017年：9.0%）は、収益の増加の見積りを反映し、過去の経験を考慮した将来の結果の予測に基づいています。収益成長率は、過去5年間の平均実績成長水準、並びに今後5年間の売上規模及び価格の上昇の見積りに基づいて予測しました。販売価格の上昇率は、長期の市場価格の趨勢に関する統計的分析を公表している外部ブローカーから入手した情報に従って、今後5年間は予測インフレーションに一定のマージンが上乗せされた形で上昇すると仮定しました。

当社グループの木材製品のCGUの減損が認識された後、回収可能価額は帳簿価額と同額となっています。したがって、主要な仮定が悪化すると、さらなる減損が生じる可能性があります。

その他のCGUについては、2018年6月30日において減損の兆候がなかったため、減損テストを行っていません。

IFRS 3.B67(d),
IAS 34.16A(i)

C. のれんの帳簿価額の調整表

千ユーロ	注記	2018年 6月30日
取得原価		
2018年1月1日残高		3,545
企業結合による取得	21	541
2018年6月30日残高		4,086
減損損失		
2018年1月1日残高		138
減損損失		116
2018年6月30日残高		254
帳簿価額		
2018年1月1日残高		3,407
2018年6月30日残高		3,832

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

17. 払込資本及びその他の資本

A. 普通株式の発行

IAS 34.16A(e)

2018年4月に、1株当たり11.92ユーロで130千株の普通株式を発行しました（2017年：なし）。

2014年に付与されたストック・オプションのうち、経営幹部が権利の確定したストック・オプションを行使したことにより、5千株の普通株式が発行されました（2017年：なし）。これらのストック・オプションは1株当たり10ユーロの平均行使価格で行使されました。

また、Papyrus社の取得に関して普通株式8千株を発行しました（注記21を参照）。

普通株式はすべて額面金額である3ユーロで発行されています。

B. 配当

IAS 34.16A(f)

当社は以下の配当を宣言し支払いました。

		6月30日に終了する6ヶ月	
千ユーロ		2018年	2017年
適格普通株式	1株当たり25.97セント（2017年：4.28セント）	805	86
非償還優先株式	1株当たり25.03セント（2017年：25.03セント）	438	438
		1,243	524

18. 借入金等^a

IAS 34.16A(e)

千ユーロ	注記	通貨	名目金利	満期	額面金額	帳簿価額
2018年1月1日残高						23,592
新規借入						
転換社債	(a)	ユーロ	3.00%	2019	5,000	4,596
償還可能優先株式	(b)	ユーロ	4.40%*	2022	2,000	1,939
無担保銀行借入	21	米ドル	3.80%	2017	510	500
返済						
関連会社からの借入金		ユーロ	4.80%	-	(1,000)	(1,000)
担保付銀行借入		ポンド	LIBOR+1%	-	(3,694)	(3,694)
無担保銀行借入		ユーロ	5.5%	-	(117)	(117)
ファイナンス・リース債務		ユーロ	6.5-7.0%	-	(130)	(130)
その他の変動				-	-	91
2018年6月30日残高						25,777

* 償還可能優先株式の場合は配当率

A. 転換社債

千ユーロ

転換社債の発行による受取金額（額面金額4ユーロで1,250,000口）	5,000
取引コスト	(250)
正味現金流入	4,750
資本に区分された金額（取引コスト9千ユーロ控除後）	(163)
未払利息	9
2018年6月30日現在の負債の帳簿価額	4,596

IAS 34.16A(e)

- a. IAS第34号は負債性証券の発行及び償還について開示することのみを要求しているが、この企業グループは借入金等の総額の期首及び期末残高の調整表を開示することにより、追加的な開示を行っている。期中報告期間の適切な開示の程度は、そのような取引の重要性により異なることがある。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

18. 借入金等（続き）

A. 転換社債（続き）

この社債は、2021年5月に保有者の選択により250千株の当社グループの普通株式に転換可能になります。転換比率は転換社債5単位につき1株であり、転換されなかった社債は要求払いとなります。

B. 償還可能優先株式

千ユーロ

償還可能優先株式の発行による受取金額	2,000
取引コスト	(61)
2018年6月30日現在の帳簿価額	1,939

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、1株当たり2ユーロの額面価額で1,000千株の償還可能優先株式が発行され、全額払込済みとなっています（2017年：なし）。償還可能優先株式には議決権はありません。償還可能優先株式の保有者は、株式の額面の範囲内でのみ当社の残余資産への権利を有しています。

償還可能優先株式は2024年5月31日に強制的に額面価額で償還可能となります。当社グループは、償還可能優先株式の保有者に、額面金額の4.4%の配当を毎年5月31日及び満期日に支払います。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

19. 引当金

A. リストラクチャリング

IAS 34.15B(c)

2017年12月31日に終了した事業年度に、当社グループが公表したPaper Pabus社の製造及び販売部門のリストラクチャリングに関して、600千ユーロの引当金を認識しました。これは、経済状況の悪化による需要の減少によるものです。このリストラクチャリングは2018年6月30日に終了した6ヶ月に完了し、コストは500千ユーロでした。未使用の引当金100千ユーロは戻し入れ、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「売上原価」に含まれています。

B. 土地の原状回復

i. ルーマニア

IAS 34.16A(c)

ルーマニアの法律に従い、ルーマニアの当社グループの子会社が汚染した土地を2020年末までに原状回復しなければなりません。このため当社グループは、2018年6月30日に終了した6ヶ月に500千ユーロ引き当てました。

この負債は長期にわたるものであるため、見積りに際して最も不確実なものは将来発生するコストです。当社グループは、現在入手可能な技術及び材料によりこの土地を原状回復すると仮定しています。引当金は、ルーマニアにおけるリスクフリー・レートである5.9%の割引率を用いて算定しています。この原状回復は今後2年から3年にわたり段階的に実施される予定です。

ii. Papyrus社の取得

Papyrus社の取得の一環として、当社グループは、暫定的に算定した環境引当金を150千ユーロ認識しました（注記21を参照）。

C. 賦課金

IAS 34.16A(c)

当社グループは、税法上の債務発生事象の発生時である、税務事業年度末（3月31日）に、課税当局から課された環境税の支払いに係る負債を全額認識しています。2018年6月30日において、環境税について負債は認識しておらず、2018年6月30日に終了した6ヶ月に管理費30千ユーロ（2018年3月31日に終了した税務事業年度に係る賦課金の金額に相当する）を純損益で認識しました（2017年：30千ユーロ）。

IAS 34.8(e)

IFRS 7.8, 25-26,
29-30, 13.93(a)-(b),
94, 97, 99,
IAS 34.16A(j)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理

A. 会計上の分類及び公正価値^{a, b}

以下の表では、金融資産及び金融負債の帳簿価額及び公正価値、並びに公正価値ヒエラルキーのレベルを示しています。公正価値で測定されていない金融資産または金融負債の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目の公正価値に関する情報は、この表には含まれていません。

売却目的保有に分類されている営業債権及びその他の債権、並びに営業債務及びその他の債務は下記の表には含まれておりません（注記14参照）。その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値です。

2018年6月30日 千ユーロ	帳簿価額		
	公正価値— ヘッジ手段	FVTPLで測定 (強制) — その他	FVOCIで測定— 負債性金融商品
公正価値で測定される金融資産			
ヘッジに利用される金利スワップ	116	-	-
ヘッジに利用される為替予約	227	-	-
その他の為替予約	-	86	-
ソブリン負債性証券	-	213	-
負債性証券	-	-	118
資本性証券	-	251	-
	343	550	118
公正価値で測定されない金融資産			
営業債権及びその他の債権	-	-	-
現金及び現金同等物	-	-	-
負債性証券	-	-	-
	-	-	-
公正価値で測定される金融負債			
ヘッジに利用される金利スワップ	(20)	-	-
ヘッジに利用される為替予約	(8)	-	-
条件付対価	-	(232)	-
	(28)	(232)	-
公正価値で測定されない金融負債			
銀行当座借越	-	-	-
担保付銀行借入金	-	-	-
無担保銀行借入金	-	-	-
無担保社債	-	-	-
転換社債—負債部分	-	-	-
償還優先株式	-	-	-
償還優先株式に対する未払配当	-	-	-
ファイナンス・リース負債	-	-	-
営業債務*	-	-	-
	-	-	-

* 金融負債ではないその他の債務（IFRS第15号に基づき認識された返金負債883千ユーロ）は含まれておりません。

帳簿価額				公正価値			
FVOCIで測定— 資本性金融商品	償却原価で 測定する 金融資産	その他の 金融負債	帳簿価額 合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	116	-	116	-	116
-	-	-	227	-	227	-	227
-	-	-	86	-	86	-	86
-	-	-	213	13	200	-	213
-	-	-	118	48	70	-	118
710	-	-	961	961	-	-	961
710	-	-	1,721				
-	20,345	-	20,345				
-	2,355	-	2,355				
-	2,557	-	2,557	2,561	-	-	2,561
-	25,257	-	25,257				
-	-	-	(20)	-	(20)	-	(20)
-	-	-	(8)	-	(8)	-	(8)
-	-	-	(232)	-	-	(232)	(232)
-	-	-	(260)				
-	-	(120)	(120)				
-	-	(7,589)	(7,589)	-	(8,325)	-	(8,325)
-	-	(501)	(501)	-	(505)	-	(505)
-	-	(9,012)	(9,012)	-	(9,675)	-	(9,675)
-	-	(4,596)	(4,596)	-	(4,671)	-	(4,671)
-	-	(1,939)	(1,939)	-	(1,936)	-	(1,936)
-	-	(20)	(20)	-	(51)	-	(51)
-	-	(2,120)	(2,120)	-	(1,856)	-	(1,856)
-	-	(20,172)	(20,172)				
-	-	(46,069)	(46,069)				

IFRS 7.8, 29

- a. この企業グループは、金融資産及び金融負債のクラスごとの公正価値を、帳簿価額と比較できるような方法で開示している。さらに、IFRS第9号で定義された金融商品のカテゴリと照合している。この表示方法は任意であり、状況によっては異なる表示方法が適している場合がある。

この企業グループは、短期の営業債権及び営業債務等の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値であるため、公正価値を開示していない。

IFRS 7.B1–B3

- b. この企業グループは金融商品を「クラス」に区分している。IFRS第7号「金融商品：開示」は「クラス」を定義していないが、少なくとも償却原価で測定される金融商品は、公正価値で測定される金融商品と区分しなければならない。

IAS 34.8(e)

IFRS 7.8, 25-26, 29-30,
13.93(a)-(b), 94, 97, 99,
IAS 34.16A(j)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

A. 会計上の分類及び公正価値（続き）

2017年12月31日*	帳簿価額		
	FVTPLで測定— 売買目的保有	FVTPLで測定— 公正価値で測定 するものに指定	公正価値— ヘッジ手段
千ユーロ			
公正価値で測定される金融資産			
ヘッジに利用される金利スワップ	-	-	131
ヘッジに利用される為替予約	-	-	375
その他の為替予約	89	-	-
ソブリン負債性証券	568	-	-
負債性証券	-	-	-
資本性証券	-	254	-
	657	254	506
公正価値で測定されない金融資産			
営業債権及びその他の債権**	-	-	-
現金及び現金同等物	-	-	-
負債性証券	-	-	-
	-	-	-
公正価値で測定される金融負債			
ヘッジに利用される金利スワップ	-	-	(5)
ヘッジに利用される為替予約	-	-	(7)
	-	-	(12)
公正価値で測定されない金融負債			
銀行当座借越	-	-	-
担保付銀行借入金	-	-	-
無担保銀行借入金	-	-	-
無担保社債	-	-	-
関連会社からの借入金	-	-	-
ファイナンス・リース負債	-	-	-
営業債務***	-	-	-
	-	-	-

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号とIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

** 金融資産ではないその他の債権（未成工事契約：280千ユーロ）は含まれておりません。

***金融負債ではないその他の債務（IAS第18号に基づき認識された返金負債1,128千ユーロ）は含まれておりません。

帳簿価額					公正価値			
満期保有 目的	貸付金及び 債権	売却可能	その他の 金融負債	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
-	-	-	-	131	-	131	-	131
-	-	-	-	375	-	375	-	375
-	-	-	-	89	-	89	-	89
-	-	-	-	568	68	500	-	568
-	-	373	-	373	72	301	-	373
-	-	511	-	765	540	-	225	765
-	-	884	-	2,301				
-	17,719	-	-	17,719				
-	1,850	-	-	1,850				
2,256	-	-	-	2,256	2,259	-	-	2,259
2,256	19,569	-	-	21,825				
-	-	-	-	(5)	-	(5)	-	(5)
-	-	-	-	(7)	-	(7)	-	(7)
-	-	-	-	(12)				
			(282)	(282)				
			(11,093)	(11,093)	-	(12,861)	-	(12,861)
			(117)	(117)	-	(115)	-	(115)
			(9,200)	(9,200)	-	(9,381)	-	(9,381)
			(1,000)	(1,000)	-	(997)	-	(997)
			(2,182)	(2,182)	-	(2,163)	-	(2,163)
			(21,771)	(21,771)				
			(45,645)	(45,645)				

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット

以下の表は、財政状態計算書上で公正価値で測定される金融商品について、2018年6月30日及び2017年12月31日におけるレベル2及びレベル3の公正価値測定に用いられる評価技法及び重要な観察可能でないインプットを示しています。関連する評価プロセスについては、注記3に記載しています。

公正価値で測定される金融商品

IFRS 13.91(a), 92,
93(d), (h)(i), 99,
IAS 34.16A(j)

IFRS 3.B67(b)(iii)

種類	評価技法	重要な観察可能でないインプット	重要な観察可能でないインプットと公正価値測定との相互関係
条件付対価	割引キャッシュフロー法： この評価モデルでは、リスク調整割引率を用いて現在価値に割り引いた見積支払額を考慮します。	－ 予想キャッシュフロー（2018年6月30日：318千ユーロから388千ユーロ） － リスク調整割引率（2018年6月30日：15%）	以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。 － 予想キャッシュフローの増加（減少） － リスク調整割引率の減少（増加）
資本性証券	市場比較法： この評価モデルは、投資先と比較可能な企業の相場価格から算出した市場倍率（当該資本性証券が市場で取引されていないことの影響について調整）並びに投資先の収益及びEBITDAに基づいています。見積額は、投資先の正味負債について調整しています。	－ 調整後市場倍率（2017年12月31日：4から7）	－ 調整後市場倍率が増加（減少）した場合、公正価値の見積りが増加（減少）します。
負債性証券	市場比較法または割引キャッシュフロー法： 公正価値は、(i) 同一の証券の活発でない市場における現在または直近の相場価格、並びに(ii) 活発な市場で取引されている、満期日及び信用格付けが類似する証券の実勢利回りから割引率を用いて算定した正味現在価値を考慮し、流動性について調整して見積っています。	該当なし	該当なし

IAS 34.8(e)

IFRS 13.91(a), 92,
93(d), (h)(i), 99,
IAS 34.16A(j)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

i. 評価技法及び重要な観察可能でないインプット（続き）

公正価値で測定される金融商品（続き）

種類	評価技法	重要な観察可能でない インプット	重要な観察可能でないイン プットと公正価値測定との 相互関係
為替予約	先物価格法： 公正価値は、報告日における先 物為替レート及び個々の通貨 での高信用イールドカーブに 基づく現在価値を用いて算定 しています。	該当なし	該当なし
金利スワップ	スワップ・モデル法： 公正価値は、見積将来キャッ シュフローの現在価値で算定 しています。将来変動金利 キャッシュフローは、相場ス ワップ・レート、先物価格及び 銀行間の借入金利に基づき見 積っています。見積ったキャッ シュフローは、金利スワップの 値付けをする際に市場参加者 が指標として用いる銀行間の 金利を反映した、類似の情報源 から導かれたイールドカーブ を用いて割り引いています。こ の公正価値の見積りは、当社グ ループ及び相手方の信用リス ク（現在のクレジット・デフォ ルト・スワップまたは債券価格 から算定したクレジットスプ レッドに基づき算定）を反映す るよう調整しています。	該当なし	該当なし

ii. レベル1とレベル2との間の振替え

2018年6月30日において、同種の負債性証券の市場価格を定期的に入手できなくなったため、帳簿価額48千ユーロのFVOCIで測定する負債性証券をレベル1からレベル2に振り替えました。これらの負債性証券の公正価値の算定に際して、経営陣はすべての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく評価技法を用いました。2018年6月30日に終了する6ヶ月において、レベル2からレベル1に振り替えたものではありません。また2017年6月30日に終了した6ヶ月においては、レベル1とレベル2との間の振替えはありませんでした。

IFRS 13.93(c),
IAS 34.15B(k), 16A(j)

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

iii. レベル3の公正価値

レベル3の公正価値の調整表

以下の表は、レベル3の公正価値に関する期首残高と期末残高の調整表を示したものです。

千ユーロ	注記	資本性証券*	条件付対価
2017年1月1日残高		-	-
OCIに含まれる利得			
— 公正価値の変動の純額（未実現）		6	-
購入		212	-
2017年6月30日残高		218	-
2018年1月1日残高		225	-
企業結合による引受額	21	-	(250)
「金融収益」に含まれる利得			
— 公正価値の変動の純額（未実現）		-	18
OCIに含まれる利得			
— 公正価値の変動の純額（未実現）		18	-
レベル3からの振替え（下記参照）		(243)	-
2018年6月30日残高		-	(232)

* 2018年1月1日より前は、これらの資本性証券はIAS第39号に従い売却可能区分に分類されていました。2018年1月1日以降、これらの資本性証券はIFRS第9号に従いFVOCIで測定するものとして区分されています。注記4をご参照ください。

レベル3からの振替え

当社グループは2018年6月30日における公正価値が243千ユーロであるMSE社の株式を所有しています。2017年12月31日時点では、この投資の公正価値はレベル3に区分されていました（評価技法に関する情報については先述の(i)を参照）。これは、この株式が取引所に上場されておらず、その株式に関する直近の観察可能な独立第三者間取引がなかったためです。

2018年6月30日に終了する6ヶ月において、MSE社は自社の株式を取引所に上場し、それらの株式は現在、その市場で活発に取引されています。この株式には現在、活発な市場における公表された相場価格があるため、2018年6月30日において、公正価値ヒエラルキーをレベル3からレベル1に振り替えています。

感応度分析

条件付対価について、他のインプットに変動がないと仮定した場合に、2018年6月30日において、重要な観察可能でないインプットのうち1つが合理的に可能な範囲で変動することによる影響は以下のとおりです。

条件付対価

影響額：千ユーロ	純損益	
	増加	減少
2018年6月30日		
予想キャッシュフロー（10%の変動）	(23)	23
リスク調整割引率（1%の変動（100bps））	6	(6)

IFRS 13.93(e)(iv),
IAS 34.15B(k), 16A(j)

IFRS 13.93(h)(ii)

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品－公正価値及びリスク管理（続き）

C. 信用リスクの集中^a

収益構成のうち、卸売顧客からの比率を増加させるという当社グループの戦略により、営業債権の残高が増加しました。これは、卸売顧客には、他の顧客よりも優遇された支払条件が適用されるためです。2018年6月30日において、営業債権の約72%に該当する16,589千ユーロが卸売顧客に対するものです（2017年12月31日：10,627千ユーロ、営業債権の約60%）。

[IFRS 7.35M]

以下の表は、2018年6月30日現在の卸売顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です（これには、売却目的保有に分類されたものも含まれます）。

千ユーロ	相当する外部信用格付 [機関Y]	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	減損損失 引当金	信用減損
格付1-6：低リスク	BBB-からAAA	0.30%	4,242	(13)	無
格付7-9：中リスク	BB-からBB+	0.60%	11,088	(67)	無
格付10：要管理	B-からCCC-	2.60%	1,078	(28)	無
格付11：貸倒懸念	CからCC	23.20%	298	(68)	有
格付12：貸倒	D	44.90%	107	(48)	有
			16,813	(224)	

以下の表は、2018年6月30日現在のその他の顧客の営業債権及び契約資産の信用リスクに対するエクスポージャー及び予想信用損失に関する情報です（これには、売却目的保有に分類されたものも含まれます）。

千ユーロ	加重平均 損失率	帳簿価額 (総額)	損失評価 引当金	信用減損
期日前	0.40%	5,097	(20)	無
1-30日の期日経過	1.10%	1,081	(12)	無
31-60日の期日経過	5.60%	156	(9)	無
61-90日の期日経過	13.20%	111	(15)	無
90日超の期日経過	43.60%	93	(40)	有
		6,538	(96)	

IAS 34.15-15C

- a. IAS第34号では明確に要求されていないものの、この企業グループは営業債権及び契約資産に係る信用リスクの集中の変化を理解するうえで関連のある情報を開示している。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

20. 金融商品—公正価値及びリスク管理（続き）

[IFRS 7.35H]

C. 信用リスクの集中（続き）

当報告期間に生じた営業債権及び契約資産に対する減損引当金の増減は以下のとおりです。

千ユーロ	注記	
2018年1月1日残高*	4(B)	214
直接償却額		(84)
損失評価引当金の再測定額（純額）		190
2018年6月30日残高		320

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

損失評価引当金の増加は、主に営業債権及び契約資産の帳簿価額総額が増加したことによるものです。[X国、Y国、及びZ国] と [業種A] に関するスカラー因子は再評価しておりますが、著しい変動はありません。上記評価の手法は注記4に記載のものと同じです。

IAS 34.15B(b)

D. 負債性証券の減損

[IAS 1.82(ba)]

2018年6月30日に終了する6ヶ月に、当社グループは償却原価で測定される金融資産（負債性証券）に関連して30千ユーロの減損損失を計上しました（2017年6月30日に終了する6ヶ月：8千ユーロ）。減損は要約連結純損益及びその他の包括利益計算書の「金融費用」に含めております。比較期間に認識された減損はIAS第39号に従って認識されたものです。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.16A(i)

21. 子会社の取得^a

IFRS 3.B64(a)–(c)

2018年3月31日に、当社グループはPapyrus社の株式及び議決権持分の65%を取得しました。この結果、当社グループのPapyrus社に対する資本持分は25%から90%に増加し、同社に対する支配を獲得しました。Papyrus社は当社グループの戦略的供給業者の1つであり、米国ケンタッキー州で主に製紙用パルプの製造に従事しています。Papyrus社は上場していません。

IFRS 3.B64(d)

Papyrus社に対する支配を獲得したことにより、Papyrus社の特許技術を通じて当社グループの製造工程を近代化することが可能となる予定です。また、Papyrus社の顧客基盤へのアクセスを通じて、当社グループの普通紙市場におけるシェアが増加すると期待されます。当社グループはさらに、規模の経済によりコストが削減されることも期待しています。

IFRS 3.B64(q)

2018年6月30日までの3ヶ月間における、Papyrus社の当社グループの経営成績に対する貢献は、収益4,500千ユーロ、利益90千ユーロです。2018年1月1日に取得が行われていたと仮定すると、当期中報告期間の連結収益は58,480千ユーロ、連結利益は3,427千ユーロとなっていたと経営陣は見積っています。これらの金額は、取得が2018年1月1日に行われていたとしても、その取得日に発生する暫定的に算定された公正価値の調整額は同じであるとの仮定に基づいて算定しています。

A. 譲渡対価

IFRS 3.B64(f)

以下の表は、主な譲渡対価の種類ごとの、取得日における公正価値の要約です。

[IAS 7.40(a)–(b)]

千ユーロ	注記	
現金		2,500
資本性金融商品（普通株式8,000株）	17	87
交換した株式に基づく報酬	9	120
条件付対価	20	250
既存の関係の清算		(326)
譲渡対価合計		2,631

i. 発行した資本性金融商品

IFRS 3.B64(f)(iv)

発行した普通株式の公正価値は、2018年3月31日における当社の上場株価（1株当たり10.88ユーロ）に基づいています。

ii. 代替報酬

IFRS 3.B64(l)

企業結合の契約条項に従い、当社グループはPapyrus社の従業員が保有していた持分決済型の株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）と、当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）とを交換しました。被取得企業の株式に基づく報酬及び代替報酬の内容は、以下のとおりです。

	被取得企業の株式に基づく報酬	代替報酬
交換条件	付与日：2017年4月1日 権利確定日：2021年3月31日 勤務条件	権利確定日：2021年3月31日 勤務条件
取得日における市場価格に基づく測定値	527千ユーロ	571千ユーロ

IFRS 3.59, 61,
63, IAS 34.16A(i)

- a. 企業は、期中報告期間に行われた企業結合の結果生じた構成の変化の影響を、IFRS第3号「企業結合」で義務付けられる情報を提供することにより開示する。
- IFRS第3号及び他の基準書等の規定に準拠した開示のみでは、財務諸表利用者が、以下のいずれかの事項の内容及び財務上の影響を評価するのに十分でない場合は、企業はこれらの目的を満たすのに必要な情報を追加的に開示する。
- － 当期に行われた企業結合
 - － 過去の報告期間に行われた企業結合に関連する、当期に認識された調整

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

21. 子会社の取得（続き）

A. 譲渡対価（続き）

ii. 代替報酬（続き）

9%の予想失効率を考慮した代替報酬の価値は520千ユーロです。企業結合の譲渡対価には、被取得企業の株式に基づく報酬が過去の勤務に関連する代替報酬に交換された際に、Papyrus社の従業員に対して譲渡された120千ユーロが含まれています。400千ユーロは、取得後の報酬コストとして認識する予定です。代替報酬の詳細については注記9を参照してください。

iii. 条件付対価

IFRS 3.B64(g), B67(b)

当社グループは、Papyrus社の今後3年間のEBITDAの累積額が10,000千ユーロを上回る場合に、売手側の株主に対して600千ユーロの追加的な対価を支払うことで合意しています。当社グループは、この追加対価に関連して、取得日の公正価値250千ユーロを条件付対価として含めています。2018年6月30日において、条件付対価の公正価値は232千ユーロに減少しました（注記20を参照）。

iv. 既存の関係の清算

IFRS 3.B64(l)

当社グループとPapyrus社は、Papyrus社が当社グループに定額で木材を供給するという長期供給契約を締結していました。この契約には、当社グループがPapyrus社に326千ユーロ支払うことによりこの契約を解消することができるという条項が含まれています。当社グループがPapyrus社を取得した時点で、この既存の契約は取得の一環として事実上解消されました。

当社グループは、譲渡対価326千ユーロをPapyrus社との供給契約の解消に起因するものとし、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「その他の費用」に含めています。この金額は、契約解消金額と契約の市場価格に含まれない要素の価値のうち小さい額で算定しました。取得日におけるこの契約の公正価値は600千ユーロで、そのうち当社グループの観点からこの契約が市場価格と比べて不利な部分は400千ユーロです。

B. 取得関連コスト

IFRS 3.B64(m)

取得に関連して、外部に支払われた法律関係の手数料及びデューデリジェンス関連のコスト50千ユーロが当社グループに発生しました。これらのコストは、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「一般管理費」に含まれています。

C. 識別可能な取得資産及び引受負債

IFRS 3.B64(i),
IAS 7.40(c)–(d)]

以下の表は、取得資産及び引受負債の取得日における認識金額の要約です。

千ユーロ	注記	
有形固定資産	15	1,955
無形資産		250
棚卸資産		825
営業債権及びその他の債権		848
現金及び現金同等物		375
借入金等	18	(500)
繰延税金負債		(79)
偶発負債		(20)
土地原状回復引当金	19	(150)
営業債務及びその他の債務		(460)
識別可能取得資産の合計（純額）		3,044

IFRS 3.B64(h)
IAS 7.40(c)]

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

21. 子会社の取得（続き）

C. 識別可能な取得資産及び引受負債（続き）

IFRS 3.B64(h)(ii)-(iii)

営業債権及びその他の債権の契約総額は900千ユーロであり、そのうち52千ユーロについては取得日において回収不能と予想されました。

暫定的に測定された公正価値

IFRS 3.B67(a)(i)-(ii)

以下の公正価値は、暫定的に算定されています。

- Papyrus社の無形資産（特許技術及び得意先関係）の公正価値は、独立鑑定人による評価が未了であるため暫定的に測定しています。
- Papyrus社は、不良品を提供したとしてPapyrus社の顧客が提起した訴訟の被告となっています。経営陣はこの訴訟のもととなる販売契約を検討し、また独立の弁護士による助言を受けて、顧客の訴えは法的根拠に乏しく、調停のために賠償金を支払うことが要求される可能性は低いと判断しました。経営陣は、この訴訟により起こり得る結果の範囲を考慮し、この偶発負債の公正価値を20千ユーロと見積っています。
- Papyrus社の事業は特定の環境規制の適用対象となっています。当社グループではこれらの規制に起因する土地原状回復引当金について予備調査を実施し、暫定額を認識しています。当社グループは、測定期間においてこれらの件に関する検証を継続する予定です。

IFRS 3.B64(j), B67(c),
[IAS 37.85]

D. のれん

取得の結果として、のれんを以下のように認識しています。

千ユーロ	注記	
譲渡対価の合計	(a)	2,631
Papyrus社の資産及び負債の認識額に対する比例持分に基づく非支配持分		304
過去から保有していたPapyrus社に対する持分の公正価値		650
識別可能な純資産の公正価値	(c)	(3,044)
のれん	16	541

IFRS 3.B64(o)(i)

IFRS 3.B64(p)(i)

IFRS 3.B64(p)(ii)

当社グループが以前から保有していたPapyrus社に対する25%の持分を公正価値で再測定したことにより、250千ユーロの利得が生じました（650千ユーロから持分法適用会社の取得日における帳簿価額420千ユーロを控除し、為替換算調整勘定から純損益に振り替えられた20千ユーロを加える）。この金額は、要約連結純損益及びその他の包括利益計算書上、「金融収益」に含まれています。

IFRS 3.B64(e), (k)

のれんは主に、Papyrus社の従業員の技能及び技術に関連するものと、Papyrus社を当社グループの現行の普通紙事業に統合することにより得られると期待されるシナジー効果によるものです。認識したのれんのうち、税務上損金計上が見込まれるものはありません。

IAS 34.8(e)

IAS 34.16A(i)

[IFRS 12.18]

要約期中連結財務諸表注記（続き）

22. 非支配持分の取得

2018年6月に当社グループは、Swissolote社の持分を追加的に15%取得しました。これにより、同社に対する所有持分は60%から75%に増加しました。持分を追加取得した日時点の当社グループの財務諸表におけるSwissolote社の純資産の帳簿価額は767千ユーロでした。

以下の表は、当社のSwissolote社に対する所有持分の変動の影響を要約したものです。

千ユーロ

取得した非支配持分の帳簿価額（767千ユーロ×15%）	115
非支配持分に対する現金支払対価	200
当社の所有者に帰属する資本の減少	(85)

当社の所有者に帰属する資本の減少の内訳：

- － 利益剰余金の減少93千ユーロ
- － 為替換算調整勘定の増加8千ユーロ

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

IAS 34.15B(m)

23. 偶発事象^a

2014年以降、子会社の1つが、欧州の環境当局からの提訴に対し異議を申し立てています。法により支払いを命じられることになる可能性が高いと考えられたため、当社グループは当初、この提訴に関連して100千ユーロの引当金を認識しました。ただし、2018年7月に当社グループは異議の申し立てが認められたため、当期中報告期間にこの引当金の認識を中止しました。原告は控訴すると予想され、原告の請求が認められた場合、罰金及び法的コストの総額は450千ユーロとなり、そのうち、350千ユーロは保険契約により補填されます。弁護士の助言に基づき、経営陣は、この提訴の結果が当社グループの財政状態に重要な影響を与えるとは予測していません。

IAS 34.15B

a. これは、重要な場合にIAS第34号により開示が要求される事象及び取引の一例である。

IAS 34.8(e)

IAS 34.15B(j)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

24. 関連当事者^{a, b}

A. 親会社及び最終的な支配当事者

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、当社の株式の過半数を、Cameron Paper社がBrown Products社から取得しました。その結果、当社グループの新たな最終的な支配当事者は、AJ Pennypacker氏となりました。

B. 経営幹部との取引

i. 取締役に対する貸付金

2018年6月30日に終了した6ヶ月において取締役へ貸し付けた無担保貸付金は、総額65千ユーロでした（2017年6月30日に終了した6ヶ月：35千ユーロ）。これらは無利子の貸付けであり、貸付金は貸付日から3ヶ月後に全額返済されます。2018年6月30日現在の未決済残高15千ユーロ（2017年12月31日現在：8千ユーロ）は、「営業債権及びその他の債権」に含めています。

ii. 経営幹部への報酬^a

フランスにおける当社グループの役員1名の雇用を終了したことに伴い、この役員は割増退職金の受給権を得ました。したがって、当社グループは2018年6月30日に終了した6ヶ月において25千ユーロの費用を計上しています（2017年6月30日に終了した6ヶ月：なし）。

C. その他の関連当事者との取引

千ユーロ	6月30日に終了する 6ヶ月における取引		未決済残高	
	2018年	2017年*	2018年 6月30日	2017年 12月31日*
物品及びサービスの販売				
当社グループの親会社—Cameron Paper社 (2017年：Brown Products社)	128	165	110	150
ジョイント・ベンチャー	328	67	156	121
関連会社	208	71	157	119
物品の購入				
ジョイント・ベンチャー	518	416	-	-
その他				
関連会社				
一借入金及びそれに関連する利息費用	2	3	-	1,000

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

2018年6月30日に終了した6ヶ月において、当社グループは、関連会社のうち1社からの1,000千ユーロの借入金を返済しています（注記18を参照）。

関連当事者に係る未決済残高はすべて、当期中報告日後6ヶ月以内に決済される予定です。担保が付されている残高はありません。

25. 後発事象

当社グループは2018年7月22日に、ABC社の全株式を6,500千ユーロで取得する意思を表明しました。現在は、この取引について、当社グループの株主及び規制当局からの承認待ちの状態にあり、これらの承認は、2018年末または2019年初頭までには得られる見込みです。

IAS 34.15B(j),
Insights 5.9.60.50

- 関連当事者取引に関して、要約期中財務諸表における開示の程度を判断する際には注意を要する。関連当事者取引が重要である場合、取引の内容及び金額が過去の期間と変わらない場合であっても、開示が必要な場合がある。
- IAS第24号「関連当事者についての開示」第25項の免除規定を適用する政府関連企業に関する開示例については、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドー開示例」（2017年9月版）のAppendix VIに例示がある。

© IFRS Foundation すべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited は IFRS Foundation® の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

IAS 34.8 (e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

26. 公表されているが発効していない基準書等^a

[IAS 1.17(c), 8.30-31]

いくつかの新たな基準書等及び改訂された基準書等が2018年1月1日以降開始する事業年度に適用され、早期適用が認められていますが、当社グループの要約期中連結財務諸表の作成に際しては、それらの基準書等を早期適用していません。

当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある、公表されているが発効していない基準書等に関して、直近の年次財務諸表で提供した情報について次の更新をしています。

IFRS第16号「リース」

IFRS第16号により、リースに関する現行のガイダンス（IAS第17号「リース」、IFRIC[®]解釈指針第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」、SIC[®]解釈指針第15号「オペレーティング・リース・インセンティブ」及びSIC解釈指針第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」を含む）は差し替えられます。

IFRS第16号は、2019年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。

IFRS第16号により、借手に関してはリースをオンバランス処理する単一の会計モデルが導入されます。借手は原資産を使用する権利を表象する使用権資産と、リース料を支払う義務を表象するリース負債を認識することになります。短期のリースや少額資産のリースの認識については免除規定があります。貸手の会計処理は、現行の基準書からほぼ変更されていません。すなわち、貸手は引き続きリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類します。

当社グループは連結財務諸表に及ぶ可能性がある影響の初度評価を完了しましたが、詳細な評価についてはまだ完了していません。IFRS第16号の適用が、適用を開始する期間の財務諸表に及ぼす実際の影響は、2019年1月1日時点の当社グループの借入利率、当該日時点の当社グループのリース・ポートフォリオの構成、更新オプションを行使するか否かに関する当社グループの最新の評価、並びに実務上の便法及び認識に係る免除規定の使用を当社グループが選択した範囲など、将来の経済状況に応じて変わります。

これまでに特定された最も重要な影響は、倉庫及び工場設備のオペレーティング・リースに関して新たに資産及び負債が認識されることです。2018年6月30日現在、当社グループの解約不能なオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料は割引前ベースで2,500千ユーロです。

また、IFRS第16号により、定額法によるオペレーティング・リース費用の認識が、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る利息費用の認識に変更となることから、それらのリースに係る費用の性質が変わることになります。

当社グループのファイナンス・リースについては重大な影響はないと見込んでいます。

a. この企業グループは、公表されているが発効していない基準書等の適用が、それらの基準書等の適用を開始する期間の財務諸表に及ぼすと予想される影響の評価に関連して、既知の情報または合理的に見積可能な情報を開示している。この開示は直近の年次財務諸表に開示されている情報を更新するものであり、過去に開示された情報は最低限であると仮定している。適切な開示の程度は、発効していない基準書の適用に向けた報告企業の準備状況や直近の年次財務諸表の開示範囲により異なる。新たな会計方針が定義され、見積りの不確実性が軽減され、新たなIFRSの適用日が迫る中、一部の規制当局は、定量的な情報の提供など開示の範囲を拡大することへの期待を表明している。

IAS 34.8(e)

要約期中連結財務諸表注記（続き）

26. 公表されているが発効していない基準書等（続き）

IFRS第16号「リース」（続き）

i. 取決めにリースが含まれるか否かの判定

当社グループはリースの法形式を伴わない取決めに有しており、それについて、IFRIC解釈指針第4号のもとで設備のリースを含む取決めであると結論付けました。

IFRS第16号への移行時に、当社グループは以下のいずれかを選択できます。

- － IFRS第16号のリースの定義をすべての契約に適用する
- － 実務上の便法を適用し、契約がリースである（または、リースを含む）か否かを再評価しない

当社グループは、移行時にリースの定義を適用することが免除される実務上の便法を適用する予定です。すなわち、2019年1月1日より前に締結され、IAS第17号及びIFRIC解釈指針第4号に従ってリースと識別されたすべての契約にIFRS第16号を適用することになります。

ii. 移行措置

借手として、当社グループは以下のいずれかを用いてIFRS第16号を適用できます。

- － 遡及アプローチ
- － 任意の実務上の便法を伴う修正遡及アプローチ

借手はすべてのリースに選択したアプローチを首尾一貫して適用します。

当社グループはIFRS第16号を修正遡及アプローチを用いて2019年1月1日に適用する予定です。したがって、比較情報の修正再表示は行われず、IFRS第16号適用の累積的影響は、2019年1月1日の利益剰余金の期首残高の調整として認識されます。

IAS第17号のもとで従前オペレーティング・リースに分類されていたリースに修正遡及アプローチを適用するにあたり、借手は、様々な実務上の便法を移行時に適用するか否かをリースごとに選択することができます。当社グループは、これらの実務上の便法を用いる潜在的な影響を現在評価しています。

当社グループ自身が貸手であるリースについて、自身がサブリースの中間の貸手である場合を除き、調整を行うことは要求されていません。

Appendix I

2018年に適用される新しい基準書及び基準書の改訂並びに将来適用される規定

この冊子の2017年3月版の公表後、いくつかの新しい基準書、基準書の改訂及び解釈指針が公表された。このAppendixは、2018年3月15日時点でIASBが公表している新たな規定を、以下の2つの表において記載している。

－ **現在適用されている新たな規定：**

この表は、2018年1月1日に開始する事業年度に適用が義務付けられるIFRSの変更を示している。

－ **将来適用される規定：**

この表は、2018年1月1日以降に開始する事業年度に適用が義務付けられるが、2018年1月1日に開始する事業年度に早期適用が認められるIFRSの変更を示している。これらの規定はこの冊子の本文には反映されていない。

これらの表には、関連するKPMGのガイダンスへの参照も適宜含まれている。

現在適用されている新たな規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2018年1月1日	IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」	Insights into IFRS (第4.2A章) Web article [#] 図と設例による解説 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」 [*]
	IFRS第9号「金融商品」	Insights into IFRS (第7A章) Web article [#] IFRS最新基準書の初見分析「IFRS第9号『金融商品』」 [*]
	「株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂)」	Insights into IFRS (4.5.935、1355及び2165) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『株式に基づく報酬取引の分類及び測定 (IFRS第2号の改訂)』を公表」 [*]
	IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用 (IFRS第4号の修正)	Insights into IFRS (8.1.160) Web article [#] IFRS最新基準書の初見分析「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用 (IFRS第4号の修正)」 [*]
	投資不動産の振替 (IAS第40号の改訂)	Insights into IFRS (3.4.205) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資不動産の振替 (IAS第40号の改訂)』を公表」 [*]
	IFRSの年次改善 (2014-2016年サイクル) — (IFRS第1号及びIAS第28号の改訂)	Insights into IFRS (3.5.105、205及び6.1.1525) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善 (2014年 - 2016年サイクル)』を公表」 [*]
	IFRIC解釈指針第22号「外貨建取引及び前渡・前受対価」	Insights into IFRS (2.7.97) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRIC解釈指針第22号『外貨建取引と前渡・前受対価』を公表」 [*]

(訳者注) *が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものです。

#が付された公表物については日本語訳を作成しておりません。

将来適用される規定

適用日	新たな基準書または基準書の改訂	KPMGのガイダンス
2019年1月1日	IFRS第16号「リース」	Insights into IFRS (第5.1A章) Web article [#] IFRSの新リース会計 ～概説 IFRS第16号～ *
	IFRIC解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」	Insights into IFRS (3.13.665) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRIC解釈指針第23号『法人所得税の処理に関する不確実性』を公表」 *
	「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の改訂)」	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、会計基準『負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の改訂)』を公表」 *
	「関連会社または共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の改訂)」	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『関連会社または共同支配企業に対する長期持分 (IAS第28号の改訂)』を公表」 *
	「制度改訂、縮小または清算 (IAS第19号の改訂)」	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『制度改訂、縮小または清算 (IAS第19号の改訂)』を公表」 *
	IFRSの年次改善 (2015-2017年サイクル) (IFRS第3号、IFRS第11号、IAS第12号及びIAS第23号の改訂)	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『IFRSの年次改善』(2015年-2017年サイクル) を公表」 *
2021年1月1日	IFRS第17号「保険契約」 ^a	Insights into IFRS (第8.1A章) Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、IFRS第17号『保険契約』を公表」 * IFRS最新基準書の所見分析ー保険契約* 新しいIFRS保険会計とそのインパクト*
任意適用が可能/適用日は無期限に延期 ^b	「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」	Web article [#] IFRSニュースフラッシュ「IASB、『投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または抛却 (IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)』を公表」 *

(訳者注) *が付された公表物はあずさ監査法人IFRSアドバイザリー室が独自に作成したものです。

#が付された公表物については日本語訳を作成しておりません。

- a. IFRS第9号「金融商品」を早期適用した企業のみがIFRS第17号「保険契約」の早期適用を認められる。
- b. これらの改訂の適用日は無期限に延期された。早期適用は引き続き認められている。

Appendix II

包括利益の表示－2つの計算書により表示するアプローチ

IAS 34.8(b), 8A, 10, 20(b)

IAS 1.82(ba)

IAS 34.11A

IAS 34.11A

要約連結純損益計算書 ^a			
6月30日に終了する6ヶ月			
千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
継続事業			
収益	6	52,530	51,586
売上原価	13, 15, 19	(31,344)	(31,922)
売上総利益		21,186	19,664
その他の収益	8, 15	620	190
販売費		(7,698)	(7,498)
一般管理費	10, 19, 21	(8,474)	(8,358)
研究開発費		(605)	(329)
営業債権及びその他の債権（契約資産を含む）の減損損失	20	(190)	(20)
その他の費用	8, 14, 16, 21	(686)	-
営業利益		4,153	3,649
金融収益	20, 21	456	345
金融費用	20	(916)	(1,007)
金融費用純額		(460)	(662)
持分法による投資純利益（税引後）		233	278
税引前純利益	5	3,926	3,265
税金費用	11	(1,115)	(741)
継続事業に係る純利益		2,811	2,524
非継続事業			
非継続事業に係る純利益（損失）（税引後）	7	379	(422)
当期純利益		3,190	2,102
純利益の帰属先：			
当社の所有者		2,999	2,014
非支配持分		191	88
		3,190	2,102
1株当たり利益			
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.83	0.51
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.79	0.50
1株当たり利益－継続事業			
基本的1株当たり利益（ユーロ）		0.71	0.64
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）		0.70	0.63
調整後金利・税金・償却前利益（調整後EBITDA）	12	6,531	7,902
* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業及び新しい減損損失項目に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。			

IAS 1.10A

- a. このAppendixは、以下の計算書から構成される2計算書方式による包括利益の表示を例示している。
- － 純損益の内訳項目を表示する分離した損益計算書
 - － OCIの内訳項目を表示する第2の計算書

IAS 34.8(b), 8A, 10, 20(b)

要約連結包括利益計算書

6月30日に終了する6ヶ月

千ユーロ	注記	2018年	2017年 修正再表示*
当期純利益		3,190	2,102
その他の包括利益			
純損益への組替えが禁止される項目：			
有形固定資産の再評価	15	200	-
確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)
FVOCIで測定される資本性金融商品への投資—公正価値の変動の純額		141	-
関連する法人所得税		(137)	5
		276	(10)
純損益への組替えが求められ得る項目：			
在外営業活動体—為替換算差額		437	330
重要な影響力の喪失による為替換算差額の組替え	21	20	-
純投資ヘッジ—純損失		(3)	(8)
持分法適用会社—その他の包括利益の持分		10	-
キャッシュフロー・ヘッジ—公正価値変動の有効部分		(93)	97
キャッシュフロー・ヘッジ—純損益への振替え		(17)	(11)
ヘッジコスト・リザーブ—公正価値の変動		34	10
ヘッジコスト・リザーブ—純損益への振替え		8	2
売却可能金融資産—公正価値の変動の純額		-	74
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—公正価値の変動の純額		55	-
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資—純損益への振替え		(47)	-
関連する法人所得税		19	(56)
		423	438
当期その他の包括利益（税引後）		699	428
当期包括利益合計		3,889	2,530
包括利益合計の帰属先：			
当社の所有者		3,674	2,396
非支配持分		215	134
		3,889	2,530

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。注記4をご参照ください。

Appendix III

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業）^a

IAS 34.20(b)

IAS 1.82(ba)

千ユーロ	注記	6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
		2018年	2017年 修正再表示*	2018年	2017年 修正再表示*
継続事業					
収益	6	27,823	26,421	52,530	51,586
売上原価	13, 15, 19	(15,405)	(16,119)	(31,344)	(31,922)
売上総利益		12,418	10,302	21,186	19,664
その他の収益	8, 15	570	101	620	190
販売費		(4,337)	(3,802)	(7,698)	(7,498)
一般管理費	10, 19, 21	(5,783)	(4,098)	(8,474)	(8,358)
研究開発費		(260)	(145)	(605)	(329)
営業債権及びその他の債権 （契約資産を含む）の減損 損失	20	(87)	(10)	(190)	(20)
その他の費用	8, 14, 16, 21	(244)	-	(686)	-
営業利益		2,277	2,348	4,153	3,649
金融収益	20, 21	257	214	456	345
金融費用	20	(614)	(754)	(916)	(1,007)
金融費用純額		(357)	(540)	(460)	(662)
持分法による投資純利益 （税引後）		124	172	233	278
税引前純利益	5	2,044	1,980	3,926	3,265
法人所得税費用	11	(596)	(447)	(1,115)	(741)
継続事業に係る純利益		1,448	1,533	2,811	2,524
非継続事業					
非継続事業に係る純利益 （損失）（税引後）	7	197	(220)	379	(422)
当期純利益		1,645	1,313	3,190	2,102

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業及び新しい減損損失項目に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。

IAS 34.20

- a. このAppendixは、四半期財務諸表を公表している企業の要約連結純損益及びその他の包括利益計算書を例示している。四半期報告企業の財政状態計算書、持分変動計算書、キャッシュフロー計算書は、6ヶ月の期中報告のみを公表する例示企業の開示例と同じである。

IAS 34.20(b)

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業） （続き）

千ユーロ	注記	6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
		2018年	2017年 修正再表示*	2018年	2017年 修正再表示*
その他の包括利益					
純損益への組替えが禁止される項目：					
有形固定資産の再評価	15	-	-	200	-
確定給付負債（資産）の再測定		72	(15)	72	(15)
FVOCIで測定される資本性金融商品への投資－					
公正価値の変動の純額		148	-	141	-
関連する法人所得税		(69)	5	(137)	5
		151	(10)	276	(10)
純損益への組替えが求められ得る項目：					
在外営業活動体－為替換算差額		245	153	437	330
重要な影響力の喪失による為替換算					
差額の組替え	21	-	-	20	-
純投資ヘッジ純損失		(3)	(5)	(3)	(8)
持分法適用会社－その他の包括利益の持分		10	-	10	-
キャッシュフロー・ヘッジ公正価値変動の					
有効部分		(72)	32	(93)	97
キャッシュフロー・ヘッジ純損益への振替え		(5)	(11)	(17)	(11)
ヘッジコスト・リザーブ公正価値の変動		16	6	34	10
ヘッジコスト・リザーブ純損益への振替え		5	-	8	2
売却可能金融資産－公正価値の変動の純額		-	32	-	74
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－					
公正価値の変動の純額		16	-	55	-
FVOCIで測定される負債性金融商品への投資－					
純損益への振替え		(23)	-	(47)	-
関連する法人所得税		8	(24)	19	(56)
		197	183	423	438
当期その他の包括利益（税引後）		348	173	699	428
当期包括利益合計		1,993	1,486	3,889	2,530

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業及び新しい減損損失項目に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。

要約連結純損益及びその他の包括利益計算書（四半期報告企業） （続き）

IAS 34.20(b)

	6月30日に終了する3ヶ月		6月30日に終了する6ヶ月	
	2018年	2017年 修正再表示*	2018年	2017年 修正再表示*
千ユーロ				
純利益の帰属先：				
当社の所有者	1,547	1,258	2,999	2,014
非支配持分	98	55	191	88
	1,645	1,313	3,190	2,102
包括利益合計の帰属先：				
当社の所有者	1,883	1,407	3,674	2,396
非支配持分	110	79	215	134
	1,993	1,486	3,889	2,530
1株当たり利益				
基本的1株当たり利益（ユーロ）	0.44	0.34	0.83	0.51
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	0.4	0.33	0.79	0.5
1株当たり利益－継続事業				
基本的1株当たり利益（ユーロ）	0.32	0.47	0.71	0.64
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	0.28	0.46	0.7	0.63
調整後金利・税金・償却前利益 （調整後EBITDA）	12	3,515	4,586	6,531
		7,902		

IAS 34.11

IAS 34.11

* 当社グループは、2018年1月1日からIFRS第15号及びIFRS第9号の適用を開始しました。選択した移行方法に基づき、一部のヘッジ規定を除き、比較情報の修正再表示は行っておりません。なお、非継続事業及び新しい減損損失項目に関連して比較情報を再表示しています。注記4及び注記7をご参照ください。

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの‘KPMG IFRS’やkpmg.com/ifrsでは、新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

IFRSに関する知見、分析及び実務ガイダンスを提供しています



IFRSツールキット

Insights into IFRS

IFRSの実務への適用を支援します。



Guides to financial statements

IFRSのもとでの開示例及び現在適用されている規定のチェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRSと米国会計基準との比較表



Q&A: Fair value measurement (英語)



結合及び（または）カーブアウト財務諸表



現行の基準書の改訂

企業結合及び連結



表示及び開示



2018年の新基準適用に向けて

It's time for
action新基準に関する
実務ガイダンスAre you good
to go?

産業別のガイダンス



収益認識



金融商品



その他

リース



保険契約



IFRSニュース



IFRS for banks



KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、ISGが公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2018年3月に発行した「Guide to condensed interim financial statements – Illustrative disclosures」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSを理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2018年6月

謝辞

KPMGは、以下のメンバーを含む本冊子の主な貢献者及び校閲者に謝意を表します。

Irina Ipatova

Manish Kaushik

Julie Locke

Agnieszka Sekita

Marina Shu

Chris Spall

Shunya Uchida

Ido Vexelbaum

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

TEL:06-7731-1300

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

TEL:052-589-0500

FAX:052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to condensed interim financial statements – Illustrative disclosures

Publication number: 135416

Publication date: March 2018

© 2018 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 18-1030

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

この冊子の内容に関連して行った(または行わなかった)活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。